

## 令和 4 年度犬山市文化財保存活用地域計画作成事業計画（案）

1. 令和 4 年度の事業スケジュール（案） . . . **資料 1 - 1**

## 2. 文化財保存活用地域計画の作成

(1) 文化財保存活用地域計画（序章～第 6 章）の記載内容の検討 . . . **資料 1 - 2**(2) 文化財保存活用地域計画（第 7 章以降）に関する事項の検討 . . . **当日配布**

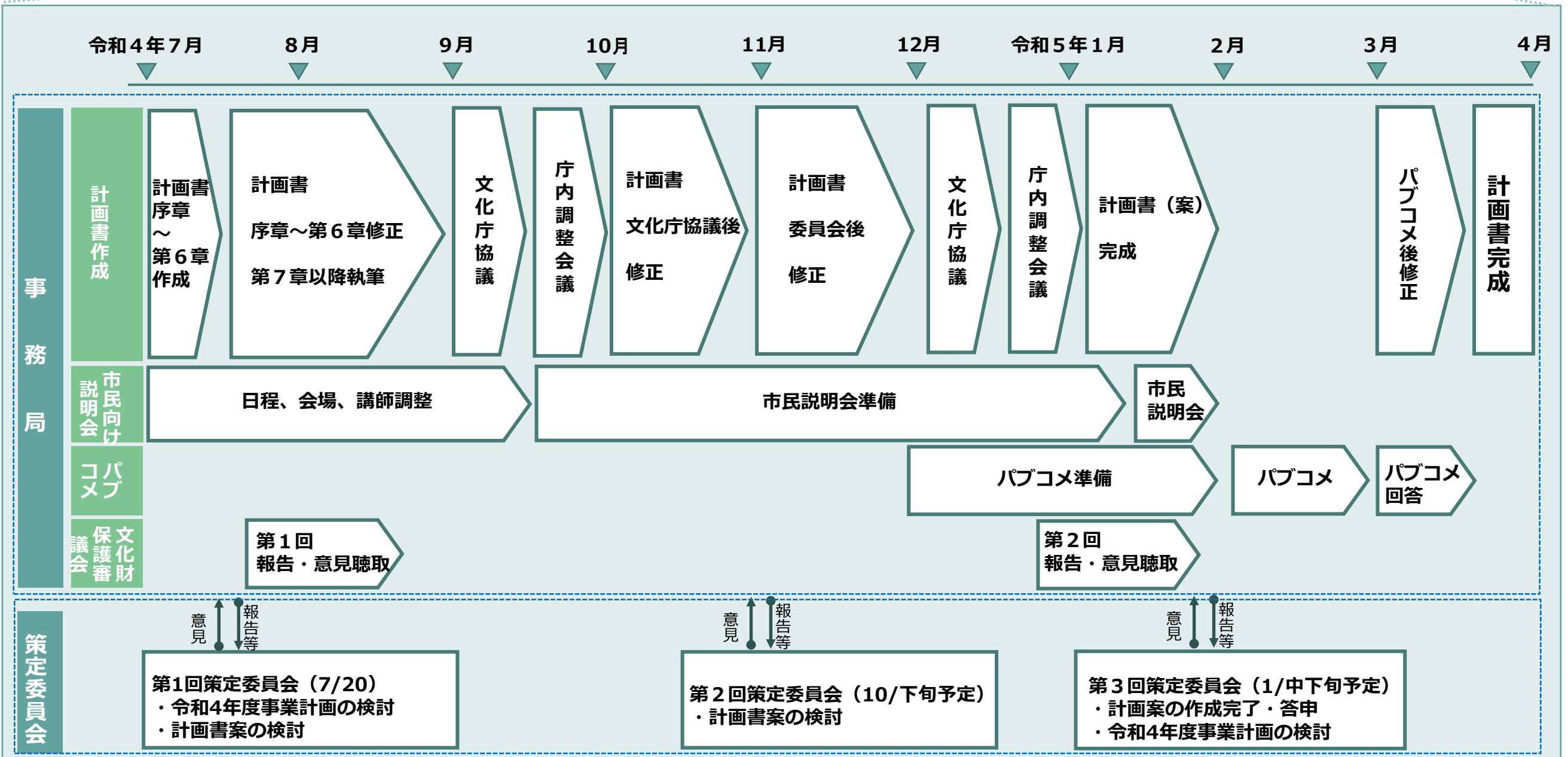
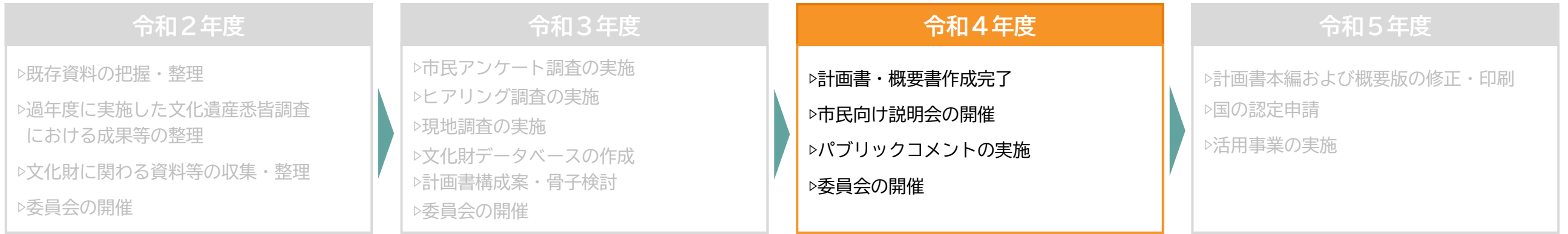
章	提供資料
第 7 章	歴史文化の特徴と関連文化財群のイメージ
第 8 章	災害別の市内文化財被災想定

## 3. 市民向け説明会の開催

開催目的	文化財保存活用地域計画作成の意義や市内の文化財の概要、「犬山市文化財保存活用地域計画（案）」の内容について市民に紹介し、犬山市の文化財の保存と活用について考える機会を創出することにより、計画作成後の市民が主体となった文化財の保存・活用推進体制構築に向けた気運の醸成を図ることができる。
開催時期	令和 4 年 1 月～2 月（予定）
開催場所	犬山市南部公民館（予定）
内 容	①基調講演 演題：「(仮) 文化財保存活用地域計画の意義」 講師：文化財保存活用地域計画に詳しい有識者等  ②概要説明 説明：犬山市担当職員  ③トークセッション「(仮) みんなで取り組む文化財の保存と活用」 登壇者：基調講演講師 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員

# 令和4年度の事業スケジュール（案）

令和4年度の事業は、以下のスケジュールに沿って推進します。



# 犬山市文化財保存活用地域計画

## 構成案



# 目次

<b>序章</b> .....	<b>1</b>
<b>1. 計画の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 計画作成の体制・経過</b> .....	<b>2</b>
(1) 作成体制.....	2
(2) 作成経過.....	2
<b>3. 地域計画の位置付け</b> .....	<b>4</b>
(1) 上位計画.....	4
(2) 関連計画.....	9
(3) 個別計画.....	24
(4) 体系図 .....	25
<b>4. 計画期間</b> .....	<b>25</b>
<b>5. 用語の定義</b> .....	<b>26</b>
<b>第1章 犬山市の概要</b> .....	<b>28</b>
<b>1. 犬山市の自然環境</b> .....	<b>28</b>
(1) 位置・地勢.....	28
(2) 気候 .....	29
(3) 地質 .....	29
<b>2. 犬山市の社会環境</b> .....	<b>30</b>
(1) 人口 .....	30
(2)-1 産業（全体） .....	32
(2)-2 産業（観光業） .....	33
(3) 土地利用・交通 .....	34
<b>3. 犬山市の歴史的環境</b> .....	<b>35</b>
(1) 原始 .....	35
(2) 古代～中世.....	36
(3) 近世 .....	37
(4) 近代・現代.....	38

<b>第2章 犬山市の文化財の概要と特徴</b> .....	<b>43</b>
<b>1. 指定等文化財の概要と特徴</b> .....	<b>43</b>
(1) 指定等文化財の概要 .....	43
(2) 指定等文化財の特徴 .....	44
<b>2. 未指定の文化財の概要と特徴</b> .....	<b>49</b>
(1) 未指定の文化財の概要 .....	49
(2) 未指定の文化財の特徴 .....	51
<b>第3章 犬山市の歴史文化の特徴</b> .....	<b>54</b>
<b>1. 歴史文化の特徴</b> .....	<b>54</b>
<b>第4章 犬山市の文化財の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性</b>	<b>57</b>
(1) 犬山市の文化財の保存と活用に関する将来像.....	57
(2) 基本的方向性（基本方針） .....	57
<b>第5章 文化財の把握調査</b> .....	<b>60</b>
<b>1. 既存の文化財の把握調査の概要</b> .....	<b>60</b>
<b>2. 文化財の把握調査の課題</b> .....	<b>62</b>
(1) 把握している文化財の偏り .....	62
(2) 文化財の消滅や散逸 .....	62
(3) 価値の認識不足 .....	62
<b>3. 文化財の把握調査の方針・措置</b> .....	<b>63</b>
(1) 把握している文化財の偏りの是正に関する方針 .....	63
(2) 文化財の消滅や散逸の防止に関する方針 .....	63
(3) 価値の共有に関する方針.....	63
<b>4. 文化財の把握調査実施の体制</b> .....	<b>64</b>
<b>第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置</b> .....	<b>65</b>
<b>1. 文化財の保存と活用に関する課題</b> .....	<b>65</b>
課題1 調査研究・共有に関する課題 .....	65
課題2 保存に関する課題.....	65

課題3	継承に関する課題.....	66
課題4	活用に関する課題.....	67
<b>2.</b>	<b>文化財の保存と活用に関する方針 .....</b>	<b>68</b>
方針1	歴史文化資源を理解する.....	68
方針2	歴史文化資源を守る .....	68
方針3	歴史文化資源を伝承する.....	69
方針4	歴史文化資源を活かす .....	69
<b>3.</b>	<b>文化財の保存と活用に関する措置 .....</b>	<b>70</b>
	措置の一覧.....	70
<b>第7章</b>	<b>文化財の一体的・総合的な保存と活用 .....</b>	<b>13</b>
<b>第8章</b>	<b>文化財の防災・防犯 .....</b>	<b>13</b>
<b>第9章</b>	<b>文化財の保存・活用の推進体制.....</b>	<b>13</b>





# 序 章

---

1. 作成の背景と目的

2. 地域計画作成の体制・経過

3. 地域計画の位置付け

4. 計画期間

5. 用語の定義

# 1. 計画の背景と目的

犬山市は、愛知県の最北端に位置する地方都市である。現存最古の国宝犬山城天守が全国的に知られている。この犬山城の城下町には、古い町並みや地割が残っており、ユネスコ無形文化遺産犬山祭の舞台となっている。この他にも、日本ラインと呼ばれる名勝木曾川や、史跡東之宮古墳、天然記念物ヒトツバタゴ自生地、世界灌漑施設遺産入鹿池等豊富な文化財がある。

これらの文化財は、地域の歴史や文化を理解するために不可欠なものであり、また、将来の歴史文化の向上発展に必要な貴重な財産である。本市では、これまで文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）等の施策に基づき、地域住民や所有者、文化財保護活動団体とともに文化財を活かしたまちづくりを進めてきた。

しかし、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化により、歴史や文化の担い手の減少や地域の貴重な文化財の滅失・散逸等が大きな課題となっている。

このような背景の中で、市内各地域にある文化財の価値を市民に再認識いただき、文化財を「地域の宝」として保存・活用するとともに、次世代に継承し、地域の活性化を図ることを目的として、令和2年度から令和4年度にかけて「犬山市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成した。

## 2. 計画作成の体制・経過

### (1) 作成体制

平成 30(2018)年の文化財保護法の改正(平成 31 年 4 月 1 日施行)を踏まえ、犬山市では犬山市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項について審議する犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会を令和 2 (2020)年度に設置した。

全 8 回(うち書面決議 回)の委員会と市文化財保護審議会、庁内調整会議において審議や意見聴取を行いました。その他、市民説明会の開催、市民アンケート・団体アンケートの実施、団体ヒアリング等により市民の意見を反映し、計画作成を行った。

### (2) 作成経過

作成経過の概要は以下のとおり。

期日等		実施概要
令和 2 年度 (2020)	4 月 1 日	犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の設置
	10 月 23 日	第 1 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
	2 月 26 日	第 2 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
令和 3 年度 (2021)	7 月 19 日	第 3 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
	8 月 10 日～ 8 月 31 日	犬山市の文化財に関する市民アンケートの実施 (対象 18 歳以上の市民 2000 人)
	9 月 9 日～ 9 月 30 日	犬山市の文化財に関する団体アンケートの実施 (対象市内の文化財の保存と活用や地域に関わる活動をする団体 49 団体)
	11 月 5 日	第 4 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
	12 月 17 日～ 2 月 7 日	文化財の保存と活用や地域に関わる団体へのヒアリング (対象団体アンケートに回答した 47 団体のうち 20 団体)
	1 月 13 日	庁内調整会議の開催・意見聴取
	2 月 21 日	第 5 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
令和 4 年度 (2022)	7 月 20 日	第 6 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
		庁内調整会議の開催・意見聴取
		第 7 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
		庁内調整会議の開催・意見聴取
		市民説明会の実施
		第 8 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
	パブリックコメントの実施	

犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会 委員名簿

令和5年3月31日

No.	所属	職名	氏名	備考（交代時期）
1	犬山市文化財保護審議会	副会長	赤塚 次郎	委員長
2	(公財)犬山城白帝文庫	学芸員	笥 真理子	
3	文化庁文化審議会	専門委員	鬼頭 秀明	委員長代理
4	元文化庁主任調査官 (史跡部門)		佐藤 正知	
5	元犬山市教育委員		村上 恵美子	
6	名古屋経済大学 犬山学研究センター	副センター長	四辻 秀紀	
7	犬山商工会議所	専務理事	奥村 好樹	
8	(一社)犬山市観光協会	専務理事	中田 哲夫	
9	犬山歴史研究会	会長	丸山 和成	
10	(特非) 古代瀬波の里・ 文化遺産ネットワーク	主任研究員	望月 友恵	
11	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	室長	川口 佐織	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
12	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	室長補佐	洲崎 和宏	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
13	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室	主査	浅岡 宏司	令和4年4月1日～

犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会 委員名簿

令和5年3月31日

No.	役職	氏名	専門分野	備考
1	会長	長谷川 良夫	有形文化財（建造物）	
2	副会長	赤塚 次郎	有形文化財・記念物 （考古・歴史資料、遺跡）	
3		小嶋 毅	有形・民俗文化財 （歴史資料）	
4		林 進	記念物（植物）	

### 3. 地域計画の位置付け

地域計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、本市における文化財の保存・活用に関する総合的な計画として作成する。作成にあたっては、「犬山市第 6 次総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合、連携を図る。

また、愛知県における文化財の保存・活用の取組に関する基本的な方針である「愛知県文化財保存活用大綱」と整合を図る。

#### (1) 上位計画

##### ① 第 5 次犬山市総合計画改定版（現在、第 6 次計画を現在策定中）

計画の概要
市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。平成 23 年 3 月に策定された第 5 次犬山市総合計画では、目指すまちの姿を「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」と定め、その実現に向けて市民と行政が共に実施していく施策を 10 のまちづくり宣言として取りまとめている。令和 4 年度までの 12 年間で計画期間とし、平成 29 年度以降の後期計画は、中間見直しによって「第 5 次犬山市総合計画 改訂版」となっている。
基本施策 11 商業
<b>魅力ある商業地の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 城下町地区を中心とした中心市街地や駅周辺地区でのにぎわいの核を形成するとともに、地域では生活拠点として市民の交流や生活サービス提供の場の導入を図ることで商業機能の充実を進める。</li><li>・ 関係機関との連携のもと、事業に対する補助を活用することで地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進める。</li><li>・ 関係機関と連携し、犬山の農産物など地場産品の流通拡大と地域ブランド化と地域資源を活用した地産地消及び 6 次産業化を推進する。観光を含めた他産業と連携したイベントの開催による地場産業の普及啓発や新たな地場産品の開発、市外の大型商業施設等で特産品や商工業製品の P R 活動を行うなど、犬山らしい特色のある商業を振興する。</li></ul>
<b>中小事業者の育成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営費補助を行い、関係機関と連携して、魅力ある商店経営のための経営診断、指導、研修な</li></ul>

どの充実を図る。

- ・ 関係機関との連携のもと、中小商業者への助成制度などを有効に活用できる仕組みを展開するとともに広く周知し、中小商業者の基盤強化並びに活性化を図る。
- ・ 関係機関との連携や財政的な支援・協力のもと、各種支援やイベントの企画開催を通じて中小商業者の育成を図るとともに、商店街などの組織基盤を強化する。

## 基本施策 12 工業

### 中小企業の振興

- ・ 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営費補助を行い、関係機関と連携して、企業相談・指導体制の充実を図るとともに、市内事業所への経営支援や技術改善のための支援などに努める。
- ・ 関係機関との連携のもと、中小商業者への助成制度などを有効に活用できる仕組みを展開するとともに広く周知し、中小商業者の基盤強化並びに活性化を図る。
- ・ 地域産業資源を活用することにより、業界や関係機関との農商工連携による 6 次産業化や創業支援、観光産業との連携の強化などに努め、地域ブランド化を促進するなど伝統産業の振興・活性化に取り組む。

### 工業用地の確保と企業誘致

- ・ 土地利用計画に基づき工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備を進める。
- ・ 関係機関との連携のもと、地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、市内企業の工場拡張など地元企業の基盤強化を支援する。企業誘致においては、関係機関との連携のもと有効な助成制度の活用を図る。

## 基本施策 13 観光

### 観光資源の整備・充実

- ・ 城下町地区の街並み、歴史、文化、伝統を活かした観光客の増加を図る。整備が進んだ電線類等の地中化や道路の美装化により歩いて楽しめるまちづくりを進めるほか、木曾川うかいかや伝統的建造物などの観光資源の魅力を向上させ活用していく。
- ・ 木曾川を軸とする広域観光連携により、犬山での滞在時間を延ばすことで観光需要の増加を図る。
- ・ 関係機関等と連携し、犬山城を起点として多彩なテーマパークや豊かな自然との間を円滑に移動できる環境の整備を図る。また、観光客用駐車場の整備や渋滞緩和を促進し、観光客の満足度の向上を図る。

#### 観光宣伝・情報発信の充実

- ・ ホームページやメディア等を活用して観光に関する積極的な情報発信を図るとともに、外国人観光客の誘致に向けた海外への情報発信を進める。
- ・ 広域観光圏による事業の実施を通じて、観光客の集客や海外でのインバウンド誘致活動を積極的に進める。
- ・ 犬山観光のブランド力を高めるとともに、県外での犬山の認知度や知名度を高め、イメージアップを図る。

#### 観光推進体制の充実

- ・ 高齢者や障害者、外国人にもわかりやすい看板を効率的に設置する。
- ・ 観光案内所の機能の強化やスタッフの増員を図るとともに、観光マップの充実や新たな宣伝媒体の導入も検討しながら、案内機能の充実を図る。
- ・ ボランティアガイドの知識や話術の向上に加え、外国人観光客にも満足していただけるように通訳ボランティアガイドを育成し、受け入れ態勢を充実させる。
- ・ 観光客へのおもてなしを強化するため、接客術の向上を図る。
- ・ 休憩・食事場所に関する情報提供の充実やキャンペーン時の臨時店舗の設置など、来訪者の利便性を高める休憩・食事場所づくりを進める。
- ・ 観光を産業として広がりを持たせるために観光戦略会議を開催し、多様な主体の参画と活躍を促進する。

### 基本施策 38 歴史・文化財

#### 歴史文化財の理解と意識の高揚

- ・ 犬山の歴史や文化財を教材として地域の伝統や文化を学ぶ機会を設け、地域に愛着と誇りを持つ市民を育む。
- ・ 市民団体に対する情報の提供や団体事務局への活動支援・研修などを通して、行政と市民団体が連携して文化の担い手を育成できるネットワークづくりを進める。
- ・ 文化財などの地域資源について、保存の手法や活用のアドバイスを行うとともに、文化財の普及と啓発に努める。

#### 歴史・文化財の保存・活用

- ・ 指定・登録文化財の保存や修理、犬山城の調査や修理などを推進する。東之宮古墳については、整備基本計画に基づいて史跡整備を進め、未調査の文化財については、調査、収集、研究を推進する。
- ・ 多様な主体が連携して歴史的風致の維持・向上を図るとともに、住民との協働により、施設の活用と整備を進める。また、重点区域の追加や変更などによる計画の見直しを行う。

- ・文化財の保存に影響が及ばない範囲で、教育や普及のために文化財の活用を推進する。文化史料館の活動の充実を図り、「犬山城と城下町地区を結び、人と文化をつなぐ施設」としての機能を強化する。

#### 歴史・文化のネットワークづくり

- ・「犬山」固有の歴史的・文化的資源をネットワークで結んで相互にかかわりのある地域資源としてその価値と魅力を発信することにより、地域を愛し、郷土に誇りを持てる人材を増やす。
- ・文化史料館で、犬山城と城下町地区を中心とした歴史文化に関する情報発信を行うとともに、企画展示や案内機能の充実を図る。
- ・犬山城と城下町地区の情報発信を行うため、旧犬山城主成瀬家にまつわる文物の保存・管理や研究などを行っている公益財団法人犬山城白帝文庫と連携した事業を実施する。
- ・犬山祭の伝承保存と普及啓発のために、保存会との連携のもと記録を蓄積し、適切な保存修理と公開を促進する。また、行事の継承や保存会運営に対する支援を行う。
- ・文化財の保存や普及啓発、町並み保存、歴史文化探訪などの活動を行っている市民グループと連携して講座やイベントなどを開催し、次世代への歴史文化の継承を図る。

#### 城下町地区の整備

- ・城下町地区の景観などに配慮した住環境の整備を推進し、住民にも来訪者にも配慮した整備や車両・歩行者動線の望ましい交通体系の確立を計画的に推進する。
- ・伝統的建造物の保護の手法として伝統的建造物群保存地区指定などを検討し、修理・修景などの基準を定め、防火対策を促進して城下町地区の伝統的な町並みを後世に伝える。また、地域において歴史及び文化面から価値の高い建造物を文化財として登録・指定し、後世への継承を図る。
- ・景観や都市計画と調整を図り、歴史的風致形成建造物の指定などを通して、城下町地区の歴史的風致の維持と向上を図る。



## ② 犬山市教育大綱

計画の概要
<p>「犬山市総合計画」に掲げる「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現のために、市の教育の根本的な方針として、(1) 基本理念（生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり）(2) 教育の担い手（家庭、地域、子ども未来園・学校、市・教育委員会）の役割(3) 取組みの方向性（学ぶ、繋がる、創る）を定めたもの。対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたり、期間は平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間となっている。</p>
学びのまち犬山をめざして
<p><b>個性あふれる地域資源を活かす！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・豊かな自然や文化財など個性あふれる地域資源に恵まれていて、都心へのアクセスも良好である点を活かしてひとづくりを行っていく。</li></ul> <p><b>「暮らしたい」「訪れたい」まちへ！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民自らが、地域の中で学び続けることによって、それぞれの地域の魅力を再認識し、愛着を持ってまちづくりを推進することで、「学びのまち」として魅力を高めていく。</li></ul>
取組の方向性
<p><b>繋がる</b></p> <p><b>【活躍の場づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・豊富な地域資源を活かし、まちを舞台にいろいろなテーマで出会い、参加し、活躍できる場づくりを支援する。</li></ul> <p><b>【郷土愛と豊かな心の育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・伝統・文化・芸術・スポーツなどを通じた人の繋がりを大切にして、他を思いやり礼節や約束を守り、「ふるさと犬山」を愛する豊かな心と人間性を育てる教育を充実させる。</li></ul>

## (2) 関連計画

### ① 第2期犬山市歴史的風致維持向上計画

計画の概要
<p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定するもの。平成31年3月に国の認定を受けた第2期計画は、計画期間を令和元年度から10年度までの10年間としている。</p> <p>犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曽川周辺に見る歴史的風致」、「古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の6つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。</p>
文化財の保存及び活用に関する事項 1 市域全体に関する事項
<p><b>文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化財保存活用地域計画の策定を目指す。</li><li>・文化財の継承者育成をはじめ、地域や活用団体への支援、文化財の調査及び啓発と広域的な連携を進めながら、周辺環境と一体となった歴史・文化資源の保存活用を図っていく。</li></ul>
<p><b>文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専門機関の指導・助言を得るとともに、愛知県や国と連携を図り、所有者への支援を行いながら、適切に修理・修繕を行う。</li></ul>
<p><b>文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・からくり展示館の移設・整備が検討されている。</li><li>・文化財の魅力発信基地としての役割を持つ施設の連携を強化することで、全市一体となった文化財の啓発に努める。</li></ul>
<p><b>文化財の周辺環境の保全に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・景観計画や都市計画マスタープランに基づく景観誘導を図ることにより、文化財の魅力向上を図る。</li><li>・市内の案内看板や公共施設の整備の際には、文化財やその周辺環境と調和したものをとする。</li></ul>

#### 文化財の防災・防犯に関する方針

- ・自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図るほか、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針などの設置を推進する。
- ・防災にかかわる周知を行うほか、防災訓練の実施と推進を行う。
- ・文化財の耐震診断と耐震補強工事を推進する。
- ・敷地内において防犯に関する看板を設置する等の対策を行う。必要に応じて管理及び警備体制を見直し、万が一被害を受けた場合の早期発見を可能とするため、日頃の現状確認に努めることとする。

#### 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

- ・期間限定での非公開文化財の公開、現地見学、公開講座等を実施する。
- ・ホームページやSNS等を通じた情報発信を強化する。
- ・国際対応化による外国人観光客の受け入れ強化と誘客を行う。

#### 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の実施の際の届出について周知し、その義務を徹底する。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所での土木工事等の実施については、未発見の埋蔵文化財の保護を図るため、民間事業者の開発行為等における庁内関係部局との連携を図り、事前把握に努めるほか、事業者と協議し、必要に応じて試掘調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合を図るよう努める。

#### 文化財行政の体制と今後の方針

- ・犬山市教育委員会歴史まちづくり課が文化財の保存・活用の取り組みについての主な役割を担う。
- ・諮問機関は犬山市文化財保護審議会が担い、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申する。

#### 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

- ・文化財の保存・活用にかかわる様々な団体への活動の助成や情報提供を通じた支援を継続する。
- ・祭礼等伝統文化の後継者の育成を図るための支援を継続しながら、地域住民を主体とした文化財保護事業を推進していく。

## ② 第2次犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）

### 計画の概要

第5次犬山市総合計画中間見直し、犬山市教育大綱の策定、子ども未来課の教育委員会への移管等、市の教育を取り巻く現状を踏まえ、教育に関する個別の施策と具体的な取り組みを定めた計画。

「①子どもの育ち、親の育ちを支えることにより、子育てしやすいまちづくりを進めます。」「②豊かな心と確かな学力の育成に努め、幅広い舞台で活躍できる感性豊かな人づくりを進めます。」「③文化・スポーツ活動の充実を図り、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことのできるまちづくりを進めます。」「④歴史や文化、自然などの豊かな地域資源の活用を図り、だれもが誇りと愛着のもてるまちづくりを進めます。」「⑤すべての人が犬山のまちづくりの担い手となり、だれもが暮らしたい、訪れたいと思えるようなまちづくりをすすめます。」の5つの視点に立ち、学びのまちづくりを進めることで、新しい価値を創造する力の育成を目指している。

### 目標1 歴史・文化財の保存・活用を図ります。

#### 施策1 犬山城城郭保存活用事業

- ・大手門跡地である福祉会館の敷地について、福祉会館除却後に発掘調査を実施し、大手門に関する遺構の確認を行う。
- ・史跡の保存活用計画を策定し、計画に基づいた適切な保存、管理を行いつつ、門、櫓、切岸など城山の整備に向けた検討を進める。

#### 施策2 犬山城天守保存修理事業

- ・文化庁及び専門家の指導・助言の下、保存修理工事を実施する。

#### 施策3 史跡東之宮古墳整備事業

- ・関係者と協議を進めながら史跡整備を推進する。また、東之宮古墳を市内外へ周知するための普及啓発活動を推進する。

#### 施策4 民俗文化財保存伝承事業

- ・後継者育成を含めた総合的な支援を実施する。
- ・神楽屋形、伝統行事等に使用される道具などの保存修理及び新調、後継者育成事業に対して助成を行う。

#### 施策5 犬山祭伝承保存事業

- ・犬山祭及び車山 13 輛、練り物 3 種について、文化財保護の立場から現状を把握し、有形・無形の双方併せた保護施策の推進を図る（犬山祭の伝承保存）。

- ・ 車山などの保存修理事業に対しては、犬山市文化財保存事業費補助金の交付による支援を行う（保存修理事業に対する支援）。

#### 施策6 「歴史的風致維持向上計画」の推進に関する事業

- ・ 歴史的風致維持向上計画の達成度と効果を検証し、今後の方向性を検討する（最終評価の実施）。
- ・ 第一期」計画の最終評価を踏まえ、第二期計画を策定する（第二期計画の策定）。

### ③ 全市博物館構想

構想の概要
<p>市の地域ごとに異なった特性を生かし、地域に所在する歴史・文化・自然等の特性を特化して際立たせ、これらの持つ機能を結び、関連づけることで相乗効果生み出し、「犬山らしさ」を創り出すことを目的とした構想。</p> <p>学校区や町内組織などのコミュニティ単位で地域をゾーニングし、その区域を個別の博物館に見立て、所在する地域資源の保存、伝承、活用を図るとともに、地域の歴史や文化をベースとした生涯学習環境を整え、個別の博物館のもつ魅力を効率良く引き出し、大山市が一つの博物館として個性豊かに輝くことを基本的な考え方としている。</p>
地区博物館の資源の整備と利活用
<p><b>栗栖地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区全体の解説書の作成・配布の検討</li><li>・ 非公開文化財の一般公開の検討</li><li>・ 散策道の設定及び沿線にある大平山1号墳・2号墳の整備の検討</li><li>・ 大山ユースホステル、国際交流村の駐車場解放の検討</li><li>・ 春の桃太郎祭の復活の検討</li></ul> <p><b>犬山東地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 京都大学霊長類研究所及び日本モンキーセンターと市の連携による現地見学や講座などの学習機会の提供、研究成果の発表会や人類の進化について一般市民との交流授業の検討</li><li>・ 文化遺産をめぐる散策道の設定、文化財地図の作成・配布の検討</li><li>・ 東之宮古墳の墳丘の実物大復元やガイダンス施設の建設等の検討</li><li>・ 瑞泉寺や塔頭において住職による寺の歴史や所有文化財の解説会、犬山焼陶房における体験学習等の検討</li></ul> <p><b>犬山西地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今残る建造物の登録有形文化財への登録や、伝統的建造物群の指定の取組</li><li>・ 失われた町の姿の再生に向けた検討</li><li>・ 城下町を芸術活動などの拠点として再生する企画の検討</li><li>・ 郷土芸能の後継者育成や、伝統産業に関する知識の普及を目的とした体験学習</li><li>・ 城下町の歴史や現在を紹介する保存版リーフレット・ガイドマップの作成</li><li>・ 「サル文庫」を活用した、さらなる学習機会提供の検討</li></ul>

#### 城東地区

- ・ 東大演習林を活用した、森林散策ルートや野鳥などの観察小屋・案内所の整備、土地の公有化等の検討
- ・ 森林浴、リハビリテーション、自然観察会、間伐の体験、木エクラフト等の検討
- ・ 「里山の手引き書」の作成・配布の検討
- ・ 里山を歴史的に解き明かす学習講座の継続
- ・ ビオトープを活用した自然観察や環境整備のあり方などの学習

#### 今井・池野地区

- ・ 明治村とタイアップした講座や学習会、建築物を利用した各種イベントの開催の検討
- ・ 森林浴、キャンプ、自然観察会、東海自然歩道を利用した体力づくりウォーキング等の検討
- ・ ヒトツバタゴ自生地の整備・活用の検討
- ・ PR 等、石上祭の積極的な事業展開の検討

#### ④ 第2期 いいね！いぬやま総合戦略

計画の概要
<p>平成21年をピークに市内人口が減少傾向に転じたことを受け、今後も市全体に活力があり、自立したまちを維持していくため、平成28年に「いいね！いぬやま総合戦略(人口ビジョン・総合戦略)」を策定。また、令和2年3月に第1期総合戦略を見直した「(第2期) いいね！いぬやま総合戦略」を策定した。</p> <p>同戦略では、戦略の方向性を「犬山に暮らす人も 犬山を訪れた人も “豊かさを実感できるまち”」と定め、その達成に必要な目標「暮らしたいまち」、「活躍したいまち」、「訪れたいまち」のもと、2060年人口目標61,000人の堅持に向けた具体的な取組みを定めている。</p> <p>計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっている。</p>
基本目標 居場所と出番 活躍したいまちがある
<p><b>新たな地域ブランド開発を応援します</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新たな特産品の開発支援</li><li>・特産品・工業製品を通じた市外への犬山PR作戦</li><li>・新たに開発・商品化した事業者に対する販売促進活動などへの助成（第6次産業化支援事業など）</li></ul> <p><b>みんなで地域緑UP！にチャレンジ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の課題解決支援事業</li></ul> <p><b>市民が主役のまちづくりをすすめます</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協働プラザの整備・運営</li><li>・市民活動支援施策の推進</li><li>・市民活動団体が自立するための団体経営に関する支援の強化</li><li>・協働のまちづくり基本条例の推進</li><li>・市民活動支援条例の改正</li><li>・“活躍の場”づくり（フューチャーセッション）</li><li>・地域資源バンクの活用</li></ul>
基本目標 人の流れ 訪れたいまちがある
<p><b>シティプロモーションを積極展開します</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページリニューアルなどによる効果的な情報発信</li><li>・シティプロモーション強化事業</li></ul> <p><b>戦略ある“観光まちづくり”をすすめます</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光戦略を策定し、戦略に基づいた観光まちづくりを推進</li></ul>



- ・観光と異分野のかけ合わせ事業に挑戦

#### 木曽川河川空間を活性化します

- ・木曽川河畔の整備（栗栖地区）
- ・地域の魅力づくりと発信（栗栖地区）
- ・飲食・物販やイベントを通じたにぎわいと地域活力の創出（内田地区）

#### 文化財を保存し、魅力を創出・発信します

- ・歴史的資料等の収集・編纂
- ・文化財保存活用地域計画の策定
- ・（犬山城）城山などの史跡整備

## ⑤ 犬山市都市計画マスタープラン（現在、次期計画を現在策定中）

計画の概要
<p>第5次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すもの。目指すべき将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。</p> <p>計画期間は平成23年度から令和4年度で、総合計画の改訂に合わせて平成28年度に見直しがおこなわれた。</p> <p>「第5次犬山市総合計画」において掲げられた「人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山」を将来都市像とし、将来都市像実現のための4つの都市づくりの目標と目標ごとの都市づくりの方針を定めている。</p>
全体構想
<p><b>都市づくりの目標：交流を生み、にぎわいがあふれる都市</b></p> <p><b>城下町地区の歴史文化と地元住民の暮らしを礎とした観光交流拠点の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・城下町地区の観光資源の魅力向上などにより、市民と来訪者の交流を促進する。</li><li>・景観計画の運用により歴史的な城下町の雰囲気維持向上するように努める。</li></ul>
目標実現に向けた都市整備の基本方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・城下町地区では多様な観光交流機能の集積を高めることにつながる魅力とにぎわいある都市空間の形成を図る。</li><li>・既存の歴史的建造物の修理や復原を進めるとともに、歴史的町並みと調和した景観形成や伝統的建造物群保存地区の指定を検討するなどにより、道路の美装化等とあわせ魅力ある町並みの再生を図り、地域への誇りや愛着を高めることで、地域住民の暮らしぶりや商売の仕方も含めたまち全体のさらなる質的向上を目指す。</li><li>・古くからの木造建築物が数多く集積する城下町の防災性の向上を図るため、町内での防災設備の充実や、地域住民による防災活動の一層の取り組みを支援する。</li><li>・にぎわいや交流を生み出すため、内田地区に整備中の新たな駐車場により、地区内への過度な自動車交通の進入を抑制する。</li></ul>
土地利用の方針
<p><b>歴史的市街地(城下町地区)の土地利用方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・城下町地区は「商業業務地」及び「住商複合地」として、その周辺地は「一般住宅地」としての土地利用の維持・誘導を図る。</li></ul>

- ・城下町地区での伝統的建造物保存地区の指定や建築の高さの規制等についての検討を進める。

### 市街地整備等の方針

#### 歴史的市街地(城下町地区)

- ・既存の歴史的建造物の修理・復原や来訪者に対する武家文化と町人文化の情報発信施設の充実を図るとともに、地域住民や来訪者が安全で安心して歩ける歩行空間の整備等、来訪者が増加することによる住環境の変化に配慮した整備を計画的に推進する。

### 都市防災等の方針

#### 建築物の不燃化・耐震化・減災化等の推進

- ・城下町地区では、歴史的建物の保全を考慮し、適切な消防水利の配置、火災を未然に防ぐ地域の自主的な取組み等、地域の実情に応じた防災対策を実施する。
- ・住宅の安全性の向上を図るため、民間木造住宅の耐震診断を実施するとともに、耐震改修に対する補助を行う。

## ⑥ 犬山市観光戦略

計画の概要
<p>観光客の行動の変容や新型コロナウイルス感染症の蔓延等、観光を取り巻く情勢の変化に対応するため、これまでの取組みによる成果を踏まえつつ、観光に関する課題を市・市民・及び関係者が共有し、地域が一体となることで、犬山観光の更なる飛躍と観光分野の産業としての成長、ひいては持続可能な観光まちづくりを実現することを目的として策定された。</p>
基本理念② 犬山ならではの感動が得られる（オリジナリティ）
<p><b>方向性の趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既にある資源を磨き上げるとともに、新たな資源を発掘・創造することで、犬山観光のブランド力と魅力を高めます。</li></ul> <p><b>チャレンジする施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然・歴史資源を活かした多彩な学びのツーリズムの企画実施（犬山頭首工、入鹿池、青塚古墳など）</li><li>・ 犬山温泉の再興（ホテルインディゴ犬山有楽苑とともに）</li><li>・ 木曽川うかいの更なる充実</li><li>・ 里山を活かしたアウトドア・スポーツ観光（トレイルランニングレース開催など）</li><li>・ 入鹿池（世界かんがい施設遺産）の資源磨き上げ（ツーリズム、視点場、ワカサギ）</li><li>・ 国宝犬山城の世界遺産登録に向けた取組み</li><li>・ （大本町/下本町/魚新通など）城下町ストリートの特徴を出す（にじみだし）</li><li>・ 既存イベントなどを観光資源としてブラッシュアップ・活用</li><li>・ 尾張の奥座敷としてのブランドイメージ向上に向けた取組み</li><li>・ 世界でも稀有な施設「日本モンキーセンター」「博物館明治村」のブランド力向上</li><li>・ 犬山焼の新たな価値づくり（ブランディング）</li><li>・ 名古屋市との連携による犬山のブランディング</li><li>・ 街道に関する観光資源の開発（インバウンド、アクティブシニア）</li><li>・ 異分野連携、多様な主体の参加による観光商品・体験メニュー開発と磨き上げ</li><li>・ 高単価・高付加価値商品造成取組み支援</li><li>・ 文化財・芸術・スポーツ分野の連携と活用（スポーツコミッション等との連携など）</li><li>・ デジタルコンテンツの充実</li><li>・ 首都圏、関西圏、名古屋圏でのアンテナショップ・商品セールス展開・PR活動など</li><li>・ 犬山祭がつなぐ観光まちづくりの推進</li><li>・ 「水・城・緑」を意識したコンテンツ造成などの取組み促進</li></ul>

## ⑦ 犬山市景観計画

### 計画の概要

市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域（①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域）に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲（ゾーン）に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。

### 景観形成の基本的な考え方 2. 目標景観像と基本目標

#### 木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり

- ・木曾川や東部丘陵は、犬山市だけでなく、近隣市町も含めた市街地の背景という資源として、広域的に保存と活用に取り組んでいく必要がある。
- ・河川やため池などの水辺や田園、里山については、生態系への配慮を十分に意識したうえでその保全を図る。
- ・眺望の保全のためにも建築物や工作物の高さや色彩についての規制誘導を図っていく。

#### 城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり

- ・地域の歴史や文化を継承しつつ、観光振興などにも目を向けて、より一層愛着と親しみ、そして誇りを持てるような景観づくりを行っていく。
- ・長く受け継がれてきた地域固有の歴史や伝統を地域住民一人ひとりが再認識し、地域固有の資源を守り、育み、次世代に伝えていくことで地域に対して誇りと愛着を持つことができるような景観形成を目指す。

## ⑧ 犬山市地域防災計画

計画の概要
<p>市民のかけがえのない生命、身体及び財産を風水害や地震をはじめとした、さまざまな災害から保護することを目的とした計画。</p> <p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、犬山市防災会議が犬山市の地域に係る防災計画として位置づけられており、毎年の検討に加え、必要があるときは適宜修正する。計画は、「風水害対策編」「地震災害対策編」「原子力災害対策編」「資料編」から構成されている。</p>
風水害等災害対策計画・地震災害対策編
<h3>1 市における措置</h3> <p>(1) 防災思想の普及 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。</p> <p>(2) 管理者に対する指導・助言 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。</p> <p>(3) 連絡・協力体制の確立 災害が発生した場合に備え、市及び消防関係機関等は、管理者等との連絡・協力体制を確立する。</p> <p>(4) 適切な修理の実施 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p> <p>(5) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設・設備の設置を促進する。</p> <p>(6) 文化財及び周辺環境の整備 文化財及び周辺環境の整備を常に実施する。</p> <h3>2 重要文化財の耐震対策</h3> <p>平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</p> <p>(1)耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</p> <p>(2)対処方針の作成・提出</p> <p>(3)耐震対策推進の周知徹底</p> <p>(4)補助事業における耐震予備診断の必須</p> <p>(5)耐震予備診断実施の徹底</p> <p>(6)県の指導・助言</p>

### 3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

### 4 災害時の対応

災害時には、次の対応を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

### 5 応急協力体制

市は、県と協力し、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応がとられるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

## ⑨ 第2次犬山市環境基本計画

計画の概要
<p>市内の豊かな環境を守り、次の世代へより良いものとして引き継いでいくため、2002年（平成14）4月の「犬山市環境基本条例」の施行と同時に策定された。</p> <p>将来環境像「里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山」の実現を目指して、里山環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。</p> <p>また、近年の環境課題に対応するため、令和2年（2021）3月に「第2次犬山市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取り組みを推進する。</p>
基本目標1 里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～
<p><b>個別目標(1) 里山の保全</b></p> <p>施策① 里山（洞）の保全</p> <p>施策② 農地、森林・里山林の保全</p> <p>施策③ ため池・河川、水辺の保全・活用</p>
<p><b>個別目標(2) 生物多様性の保全</b></p> <p>施策④ 動植物の生息・生育環境の保全</p> <p>施策⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発</p>
<p><b>個別目標(3) 健全な水循環系の構築</b></p> <p>施策⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進</p> <p>施策⑦ 良好な水環境の維持</p>



### (3) 個別計画

#### ① 国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画

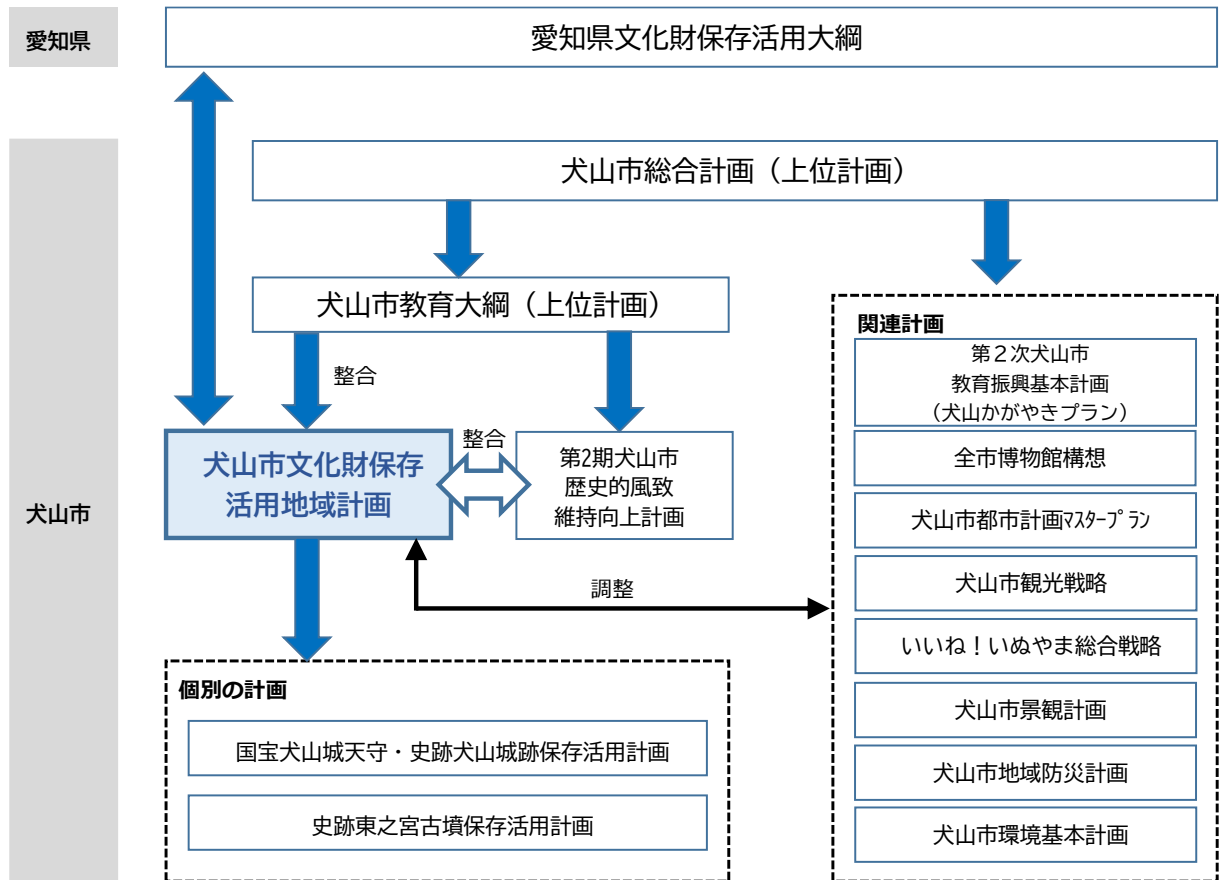
計画の概要
国宝犬山城天守並びに史跡犬山城跡の保存、活用及び整備に関して必要な事項を検討することを目的に令和3年3月に策定した計画である。令和3年 月に国の認定を受けた。
(文化財に係る項目)
国宝犬山城天守並びに史跡犬山城跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存活用するための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準等を示している。

#### ② 史跡東之宮古墳保存活用計画

計画の概要
史跡東之宮古墳を適切に保存・活用し、次世代へと確実に伝達することを目的に平成30年3月に策定した計画である。
(文化財に係る項目)
史跡東之宮古墳の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存活用するための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準等を示している。

## (4) 体系図

本計画と個別計画との関係は以下のとおり。



## 4. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）の10年間とする。また、毎年度計画の進捗状況等を確認するとともに、本市を取り巻く社会情勢、法令・国の施策等、及び文化財の状況変化に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図る。

## 5. 用語の定義

文化庁は、文化財を「我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。これは、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。」としており、文化財保護法では、文化財を以下の6種類としている。

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、その他の学術上価値の高い歴史資料 等
無形文化財	劇、音楽、工芸技術 等
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋 等
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地、動物、植物、地質鉱物 等
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

一方、現在に至るまで、文化財として認識されてこなかったものの、地域の人々の暮らしと深く関わり、人々の精神的な拠り所となってきた歴史的・文化的・自然的資源は数多く存在している。これらは、個別の価値の上に成り立つ文化財とは異なり、自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動等、周辺環境との関係によって価値が醸し出されるものではあるが、本市の歴史や文化、風土等を語る上で、なくてはならないものである。

そこで、本計画では、地域に所在する歴史的・文化的・自然的な資源を指定等の有無にかかわらず「歴史文化資源」と定義し、全ての歴史文化資源を保存・活用の対象とする。それとともに、歴史文化時資源を未来へ繋いでいくことを目的とする。



# 第1章

## 犬山市の概要

---

### 1. 犬山市の自然環境

- (1) 位置・地勢
- (2) 気候
- (3) 地質
- (4) 産業

### 2. 犬山市の社会環境

- (1) 人口
- (2) 産業
- (3) 土地利用・交通

### 3. 犬山市の歴史的環境

- (1) 原始
- (2) 古代～中世
- (3) 近世
- (4) 近代・現代

# 1. 犬山市の自然環境

## (1) 位置・地勢

犬山市は、愛知県最北端の市であり、濃尾平野の北東部及び愛岐丘陵の北西端に位置している。名古屋市からは北へ約 25km の距離にある。市域は東西に約 12.3km、南北に約 12.6 km、面積は 74.9 km<sup>2</sup>である。北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市、坂祝町と接し、東は岐阜県可児市、多治見市、南は愛知県小牧市、春日井市、さらに西は扶桑町、大口町と接する。

市の約 45%が森林によって占められるなど、豊かな自然に恵まれている。市の西半分は木曽川の堆積物によって形成された扇状地が広がっている。一方、東半分は山地が多く、八曾山、本宮山、尾張富士といった 300m級の山地が位置している。同市は水系にも恵まれており、市の北端を流れる木曽川、八曾山を水源として市の東西を貫流する五条川のほか、合瀬川などの人口河川や農業用水、全国屈指の規模を誇るため池である入鹿池など、豊かな水系が市内を巡っている。これら自然環境が作りだす景観は、名勝や観光スポットとして高い評価を受けている。

市東部に位置する城東地区の東側は、標高 130～200mの丘陵地帯となっており、同地区西側および楽田地区・羽黒地区・犬山地区は標高 30～50mの扇状地及び河岸段丘上の台地で平坦地となっている。また、丘陵地帯と平坦地の中間部は里山となっている。市北西部に位置する犬山地区には犬山城下町が位置し、木曽川を北にのぞむ犬山城を北端として南へ広がる台地の上に展開している。

【図 1 犬山市の位置】



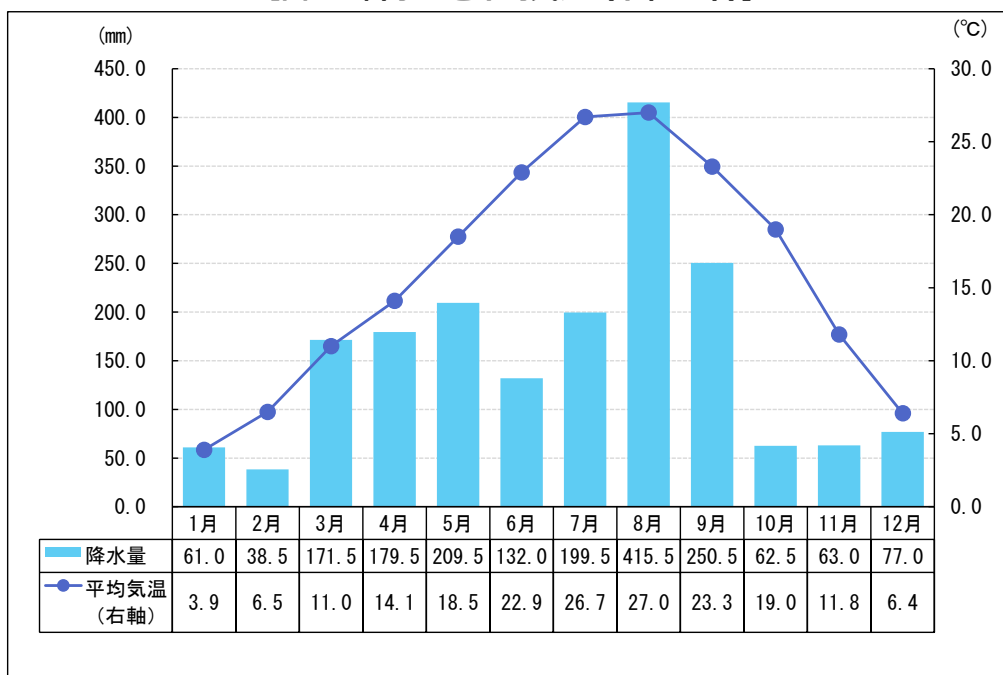
出典：国土数値情報より作成

## (2) 気候

犬山市の気候は、温暖な太平洋気候区（夏は南東からの季節風の影響を受けて雨が  
多く、蒸し暑い天気が多い。また、冬は北西からの季節風の影響によって山越しに冷  
たい乾いた風が吹き、晴天が多い）に属している。

令和3年（2021）の平均気温は、1月が 3.9℃で最も低く、8月が 27.0℃で最も  
高い。平均降水量も気温と同様、8月が最も多く、415.5 mmである。

【図2 降水量と平均気温（令和3年）】



出典：犬山市の統計

## (3) 地質

犬山市は、西南日本内帯に広く分布する美濃帯の南部に当たり、美濃帯を構成する  
岩石はチャート（陸から離れた深海底で堆積した放射虫等のプランクトンの殻が固ま  
った岩石）・砂岩・泥岩・石灰岩・玄武岩質火山岩類などである。犬山地域のチャー  
ト層は厚さ約 100mで、構成時期は、三畳紀中期からジュラ紀前期である。

犬山のチャートは赤茶色をしているのが特徴で、これは海水中の鉄分と酸素が結合  
してできる赤鉄鉱の色である。赤茶けた層状チャートは、栗栖地区から旧名鉄犬山ホ  
テル前の木曾川河畔周辺で見られる。また、これらチャートは石器の材料となったほ  
か、東之宮古墳の墓石や犬山城の石垣の石材としても利用されており、地質を活かし  
た当時の生活がうかがえる。

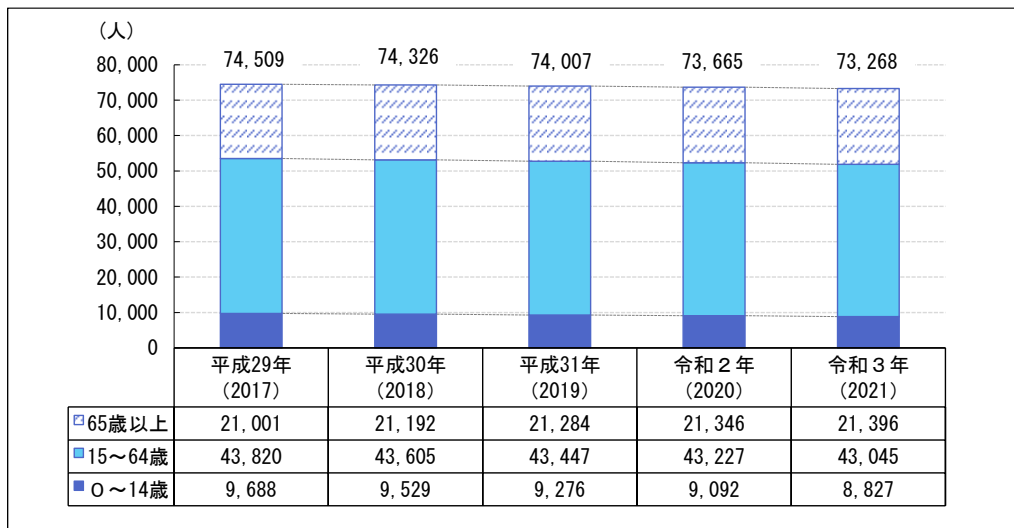
## 2. 犬山市の社会環境

### (1) 人口

令和3年（2021）の市内人口は73,268人であり、平成29年（2017）の74,509人から徐々に減少している。年齢3階級別人口は、0～14歳が5年間で861人減少（平成29年対比▲8.9%）、15～64歳が775人減少（同1.8%）であった。その一方、65歳以上は5年間で395人増加（同1.9%）しており、全国的な傾向と同様、犬山市も少子高齢化の進行がうかがえる。

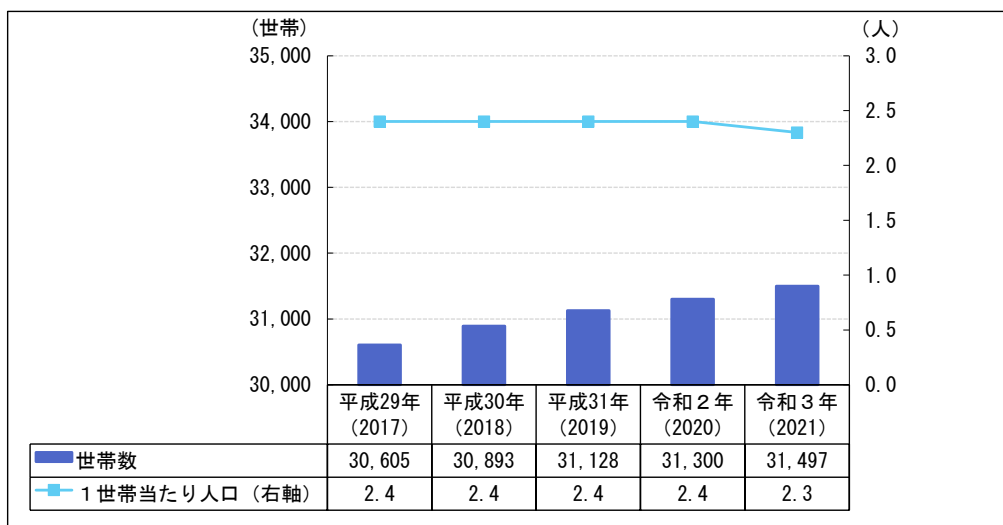
また、世帯数は増加傾向にあり、令和3年（2021）は平成29年（2017）対比で892世帯増加した。1世帯当たり人口はやや減少傾向にあり、単身世帯は徐々に増加している。

【図3 年齢3階級別人口の推移】



出典：犬山市の統計

【図4 世帯数及び1世帯当たり人口の推移】



出典：犬山市の統計

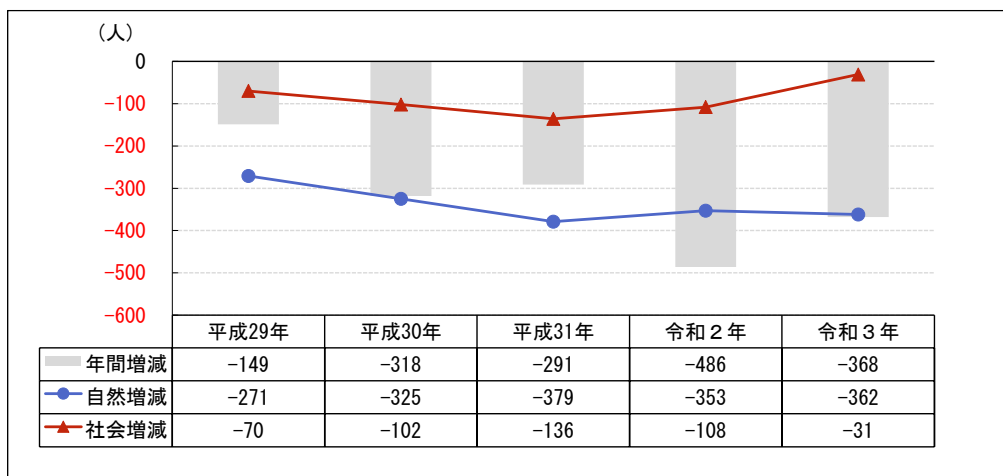


人口移動の推移は、自然増減（出生数から死亡数の差）及び社会増減（住民の転入数と転出数の差）ともに減少傾向にある。特に、自然増減は毎年 300～400 人程度が減少している。

対して、外国人人口は緩やかに増加しており、令和 3 年（2021）は平成 29 年（2017）対比で 472 人増加した。

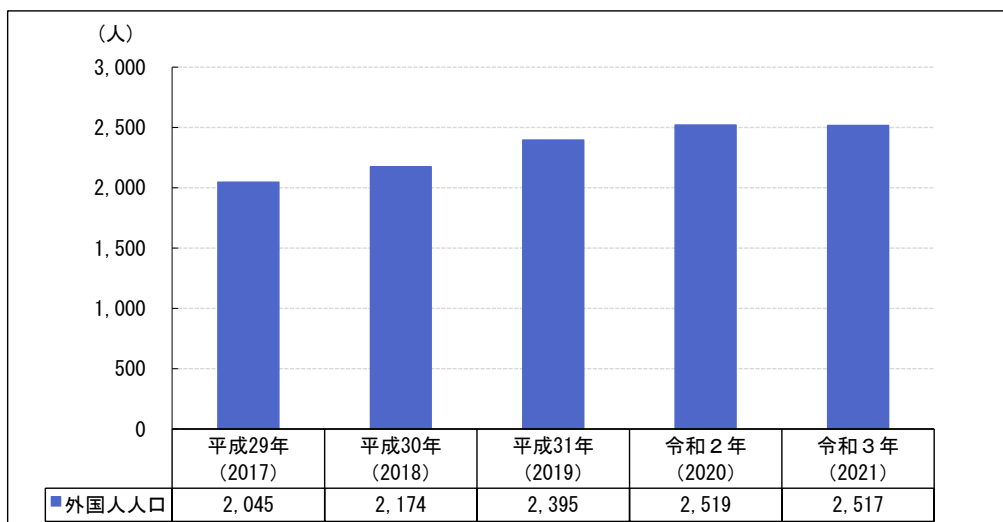
このように、市内人口は自然減が続いていることに加え、全国的に進行している少子高齢化の影響を考慮すると、今後は社会増も期待しづらくなる。他方、外国人人口は増加傾向となっており、外国人が人口維持の重要な支え手となっている様子がうかがえる。

【図 5 自然増減・社会増減の推移】



出典：犬山市の統計

【図 6 外国人人口の推移】



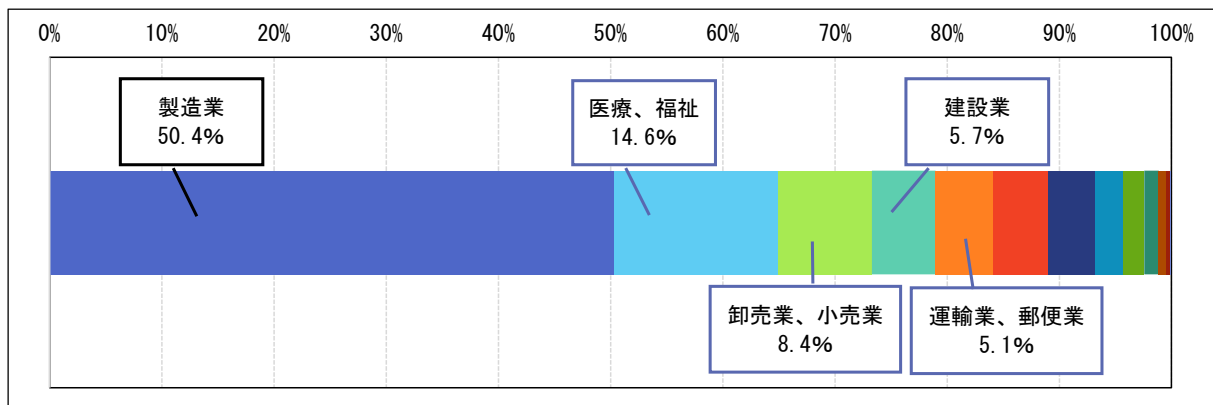
出典：犬山市の統計

## (2)-1 産業（全体）

市内の産業構造をみると、付加価値（売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課）ベースでは、基幹産業である「製造業」が50.4%と過半を占めており、次いで「医療、福祉」の14.6%、「卸売業、小売業」の8.4%が続いている。また、平成27年（2015）の国勢調査によると、15歳以上就業者数のうち第1次産業の就業者数割合は1.2%、第2次産業の就業者数割合は34.8%、第3次産業の就業者数割合は60.6%であり、第2次産業の従業者数割合が全国（25.0%）に比べて高い。

本市は、名古屋市へのアクセス性に優れているなど交通の便が良く、地域特性を活かして工業団地の建設を推進するなど、工業集積地としての性格を有している。

【図7 業種別付加価値の内訳】



出典：RESAS「総務省・経済産業省『経済センサス－活動調査』再編加工」

【表1 産業大分類の就業者数】

	総数	男	女	構成比
総数	35,015人	20,253人	14,762人	100.0%
A 農業、林業	415人	269人	146人	1.2%
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6人	5人	1人	0.0%
D 建設業	1,970人	1,586人	384人	5.6%
E 製造業	10,216人	7,350人	2,866人	29.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	136人	107人	29人	0.4%
G 情報通信業	571人	455人	116人	1.6%
H 運輸業、郵便業	2,440人	1,673人	767人	7.0%
I 卸売業、小売業	4,857人	2,334人	2,523人	13.9%
J 金融業、保険業	561人	238人	323人	1.6%
K 不動産業、物品賃貸業	438人	273人	165人	1.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,088人	725人	363人	3.1%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,762人	595人	1,167人	5.0%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,146人	449人	697人	3.3%
O 教育、学習支援業	1,530人	636人	894人	4.4%
P 医療、福祉	3,559人	835人	2,724人	10.2%
Q 複合サービス事業	195人	109人	86人	0.6%
R サービス業（他に分類されないもの）	1,941人	1,176人	765人	5.5%
S 公務（他に分類されるものを除く）	1,011人	715人	296人	2.9%
T 分類不能の産業	1,173人	723人	450人	3.3%
（再掲）第1次産業	415人	269人	146人	1.2%
（再掲）第2次産業	12,192人	8,941人	3,251人	34.8%
（再掲）第3次産業	21,235人	10,320人	10,915人	60.6%

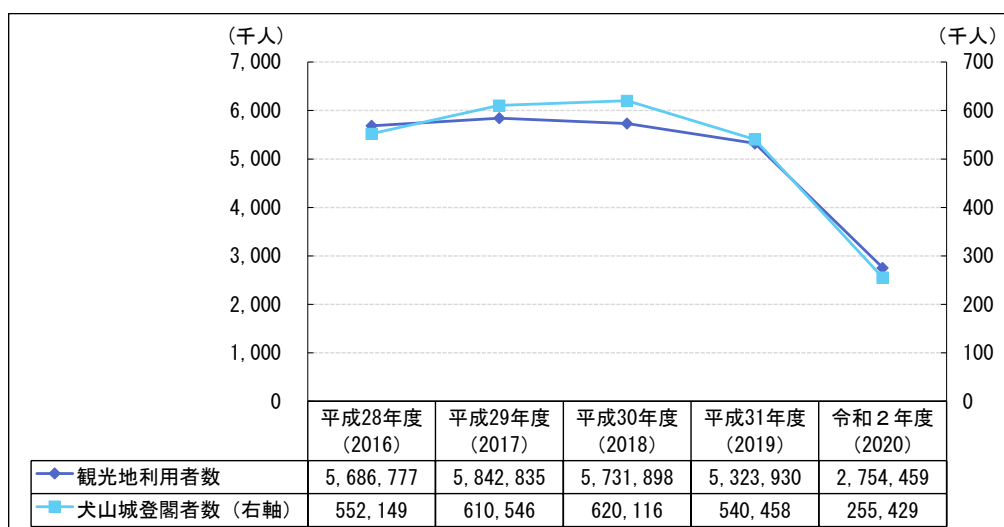
## (2)-2 産業（観光業）

本市は、犬山城天守と如庵の2つの国宝をはじめ、国指定史跡の東之宮古墳や青塚古墳、ユネスコ無形文化遺産で国指定の重要無形民俗文化財の犬山祭や、350年以上の歴史を誇る木曾川うかい、明治時代の建築物を集めた博物館明治村、世界の民族資料を展示する野外民族博物館リトルワールド、尾張二ノ宮の大縣神社など豊富な歴史・文化資源があり、まちの中に豊かな歴史や伝統文化が息づく歴史観光都市であるとともに、国際会議観光都市に認定されるなど、その価値は広く認知されている。

年間の観光客入込者数は、官民一体となってインバウンド誘致を積極的に展開したこともあり、平成29年度（2017）は600万人に迫るまでに増加した。しかし、令和元年（2019）末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響によって、人々の往来が断絶されたことにより、観光客数は大きく減少した。こうした観光需要の大幅減の中で、名古屋鉄道(株)により令和3年（2021）年7月にホテルμスタイル犬山エクスペリエンスが開業し、令和4年（2022）年3月にはホテルインディゴ犬山有楽苑が開業した。

令和4年（2022）現在は、徐々に回復しつつあるものの、このような状況はしばらく続くことが予想される。

【図8 市内の観光客数推移】



出典：犬山市の統計

### (3) 土地利用・交通

犬山市は、国宝犬山城天守などの歴史的資産と木曾川・東部丘陵地や里山などの水と緑の豊かな自然環境に恵まれ、それらが特徴的な景観を織りなしている。また、城下町地区や駅周辺、主要道路沿線には市街地が形成され、地域の特性に合わせて住宅地、工業地、農地などがバランス良く配置されている。市は、地域を「生活交流ゾーン」「水と緑の保全・活用ゾーン」「暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン（暮らし・自然調和ゾーン）」に分類し、長期的な視点に立ち計画的に土地利用を進めていくことにより市民の暮らしを支えるとともに、市域全体において都市的生活の魅力と豊かさの向上を図っている。

交通は広域利便性に優れており、鉄道は市内に7つ（犬山駅、犬山口駅、犬山遊園駅、富岡前駅、善師野駅、羽黒駅、楽田駅）の駅を有し、名鉄犬山線・小牧線により名古屋まで約25分で結ばれるほか、名鉄鉄各務原線により岐阜市と約25分で結ばれている。また、国道41号のほか、複数の県道が通っている。これらに加え、東名・名神高速道路、中央自動車道のインターチェンジ等の広域交通網の拠点が形成されており、名古屋市をはじめ周辺都市との連携が図られている。

【図9 市内の土地利用】



【図10 市内の交通状況】



## 3. 犬山市の歴史的環境

### (1) 原始

犬山では、木曾川によって運ばれた砂や礫の堆積した扇状地が広がっており、縄文・弥生時代に小集落が生まれた。犬山市域では、尾張最古の部類に入る斜刃器や握斧状の石器が発見されており、入鹿池の付近は礫の多い地層をなし、旧石器時代から弥生時代にかけての土器や石器が池周辺の至るところに散布している。また、羽黒の北屋敷遺跡は、洪積世の段丘縁辺に所在し、搔器や石刃、削器、彫刻刀、尖頭器などが出土している。石器の剥離技術からみると、旧石器文化の終わりごろの遺跡として把握される。木曾川の河岸段丘にある材木町遺跡は、北屋敷遺跡よりやや新しい遺跡である。田口洞遺跡は塔野地に所在する遺跡であり、この遺跡は西側斜面の尾根付近から愛知用水の堤防までに広がっている。このように、市内では、旧石器時代の生活の跡が数多くみられる。

縄文時代の生活の跡として、犬山市域で唯一の縄文早期の遺跡である上野遺跡が所在しており、犬山扇状地の扇頂部から段丘下までの広範な地域でその跡がみられる。弥生時代になると、生活の基盤は狩猟から農耕へと移りつつあったが、犬山扇状地の扇頂部にあった上野遺跡は低湿地に恵まれず、常に木曾川の洪水にさらされる杞憂が絶えない位置にあったため、狩猟や漁労・採集にも多く依存していたことが分かる。また、扇状地形に立地する遺跡は広い高地に恵まれなかったため、大規模な集落は構成されず、微高地で洪水の害を受けない安全な場所に2～3戸のまとまった家の痕跡がみられる。住居跡では、各戸から貯蔵庫や炉跡が検出されている。

弥生時代後期になると、集落の拡大がみられ、自然をうまく利用すると同時に、土地環境に働きかけて可耕地を有効に活用するようになった。犬山市四郎丸遺跡・国正遺跡・青塚南遺跡・木津遺跡など、犬山市域から扶桑町・大口町にかけて弥生時代後期の遺跡数が急増したが、扇状地としての制約から、大集落になることはなかった。

三世紀後半になると、前期古墳として東之宮古墳が築造されたほか、これに続く形で青塚古墳や妙感寺古墳、甲塚古墳、城屋敷古墳、左近塚古墳等の前方後円墳が築造された。これら古墳は、ムラの有力者の権威を示すものであり、農耕を営む集落がこの周辺に造られていたことを物語っている。

大王（現在の天皇）を中心に中央集権体制が確立されると、畿内政権の支配が強まった。それに伴い、屯倉が設置され、人・土地・建物が政権の直轄地として位置づけられた。尾張には入鹿屯倉が設置され、正確な場所は把握されていないものの、入鹿池周辺がその対象とされている。この屯倉は、畿内政権の勢力範囲が美濃・尾張・伊勢の三国と密接な関係であったことを物語っている。

## (2) 古代～中世

---

律令制が敷かれた頃には、国・郡・里制とよばれる行政区画がつくられ、中央集権体制が進んだ。市内に残る「西三条」、「東三条」の地名は、律令制下における条里制の名残とされる。延喜式によると、尾張国は上国とされるなど、国として高い地位を獲得していた。小弓荘は、藤原道長が建立した持仏堂法成寺に良峰季光が寄進して成立したとされる。羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷が成立しており、この地は後に丹羽郡司を代々務めた棕橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、さらには近衛家に相伝されたことから、建長5年（1253）の近衛家所領目録にも、その記述が見られる。

11世紀前半には、市域内の東部丘陵地で焼物が盛んにつくられるようになり、これらの跡は堂ヶ洞古窯や橋爪池古窯からも確認される。また、中世の羽黒では鋳物師集団が活躍し、主として青銅製仏具の鋳造を職業とした技術者集団の根拠地となった。中でも、一宮市妙興寺の鐘は、羽黒金屋の作品の中で最も古いとされている。

犬山の地名は、このころから使われ始め、美濃の横蔵寺に架蔵されている大般若波羅蜜多經奥書（永和四年 1378年）からも確認できる。文亀三年（1514年）には、のちに城下町を形成していく現市街地も「犬山」と称されるなど、中世の「犬山」は、少なくとも現在の市街地から継鹿尾・善師野の丘陵地帯までを含む地名であったことが知られる。この「犬山」の地名は、南北朝期には定着していった。

応仁の乱前後の尾張の争乱では、守護斯波家と守護代織田家に二分され、争乱が20年に及んだことで、織田信秀が尾張を統一の機運に向かわせるまでは分裂状態が続いていた。

戦乱期においては、源平合戦で勇名を馳せた源頼朝の重臣・梶原氏の子孫である梶原茂助景義が、天正10年（1582）に本能寺の変で討死して梶原家が途絶えるまで梶原一族によって治められた。天文6年（1537）に織田信康によって築城された犬山城は、本能寺の変における後継者争いから天正12年（1584）に豊臣秀吉と徳川家康・織田信雄との間で「小牧・長久手の戦い」が行われて以降、城主がめまぐるしく変わった。その後、元和3年（1617）に成瀬正成が城主となってからは、幕末まで成瀬家が代々城主を務めることとなった。

### (3) 近世

---

成瀬氏はもともと三河国足助庄（現東加茂郡足助町）を本拠地としていたが、同国松平郷（現豊田市松平町）の松平親氏に仕えたことをきっかけに、徳川氏との関係を築いた。元和二年（1617）に成瀬正成は秀忠の命により犬山城を預けられ、成瀬氏として初代の犬山城主となった。犬山城は、正成入部後の元和年間に城の整備が行われて以降、代々にわたって大改修工事が行われ、4代正幸の代には、ほぼ城郭が整備されている。

また、犬山の城下町は、町の中央部に町人地を置き、武家町はそれを取り巻くように配置され、町全体を土井や堀で取り囲んでおり、成瀬正成が入部する以前から、ほぼ、その基本となる形を整えていた。犬山城下町は、近世身分制社会の支配機軸であった身分、職業、居住地が三位一体として固定化されていたことを受け、町並み構成についても、士・農・工・商に町割りがなされていた。商・工の同業者を同じ町内に住まわせるなどして、町の発展を促すとともに、成瀬氏における支配統制が図られていた。犬山の町人地に存した鍛冶屋町・魚屋町・鵜飼町等の地名がそれを物語っている。

犬山城下では、酒造業や紺屋職、製瓦業、鍛冶・刀工などの工業が発展し、また、町ごとに日を定めて市が開催されたことで、町の繁栄に大きく影響した。犬山焼は元禄年間に起源を持つ「今井窯」から始まったとされているが、今井焼は天明7年（1781）に廃絶した。その約30年後の文化7年（1810）には、島屋宗九郎が城下東郊の丸山新田に窯を築き、いわゆる犬山焼を創業した。その後は経営難や資金不足等に悩まされながらも陶業者によって受け継がれ、今日では犬山を代表する伝統工芸品として桜・紅葉を描いた雲錦手や、赤絵の手法による絵付けの花瓶・壺・抹茶茶碗等が人気を博している。

犬山城下町では、寛永12年（1635）に針綱神社の祭礼である「犬山祭」が始まったと言われている。慶安2年（1649）頃、3代城主成瀬正虎によって車山や練り物を出して祭るようになると祭礼が奨励されたため、翌年の慶安3年（1650）には、各町内が車山や練り物を出すようになった。祭礼に曳山の類を巡行する祭りの形式は、今日においても全国各地で見受けられ、それぞれの土地で「鉾」山車」「屋台」「車楽」などと呼ばれているが、犬山では「車山」と表記し、「やま」と言い慣わされている特徴がある。安永年間（1771～1780）には、犬山祭の車山に唐子などのからくり人形が乗り、車山が一層豪華になり始めた。これら車山は、曳山の形態では「屋台」に属し、さらに人形を有することから「人形屋台」に類別することができる。この形態は、三層式の屋台の中では起源が最も古いものと言われており、「犬山式人形屋台」と、独立して分類される場合もある。



そのほか、万治3年（1660）頃には、鵜匠により操られた鵜が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鵜飼漁」が本格化し、近年の観光鵜飼の基となった。

犬山は木曾川を隔てて美濃に接している地域特性から、往来の人が多く立ち寄った。それに加え、名古屋方面との交流も盛んであり、随筆・紀行をはじめ、伝説・物語、和歌・狂歌など多くの文化が花開いた。

## (4) 近代・現代

---

明治元年（1868）に尾張藩から犬山藩が独立し、明治4年（1871）、廃藩置県により犬山藩は犬山県に改められた。この廃藩置県によってこれまでの藩体制は解体され、犬山県は同年11月に名古屋県に市域の村々とともに合併され、すべて名古屋県の管下に属することとなった。明治維新後には、江戸詰め・名古屋詰めの武士が帰郷して居住した結果、開発可能な周辺部が宅地化された。近世封建社会から近代社会への変化に伴い、さまざまな活動の制限が解消された。明治6年（1873）には地租改正法が公布され、金納制度に転化した租税体系が確立された。明治11年（1878）には地方官会議が開かれ、町村制が敷かれた。犬山市域の町村制は明治22年（1889）に施行され、新しく善師野村、岩田村、今井村、楽田村、羽黒村、犬山町、岩橋村、高雄村の一町七か村が誕生した。

明治維新以降、主要道路の整備などによる交通の発達と相まって、犬山町は武士の町から商人の町へと変容し、明治の末頃には、戸数2,100余戸、人口11,000人を超えるに至った。大正元年には名古屋電気鉄道株式会社が岩倉経由で名古屋の押切から東一宮間（本線）、犬山から岩倉間（支線）が開業され、この鉄道敷設が商業活動に一層の活力を与えることとなった。商業の発達に加えて観光業も発達し、木曾川（日本ライン）が昭和2年（1927）に日本八景に当選したこともあって観光客が増加し、商業のさらなる振興につながった。

昭和28年（1953）から始まった町村合併は、近代的地方自治行政を必要とする新しい市町村の発足のための一大変革であり、「町村合併促進法」の施行を契機として各地で合併の機運が盛り上がった。同年には、犬山町・城東村・羽黒村・楽田村・池野村の五か町村の合併問題に関する協議が重ねられ、昭和二九年（1954）3月に犬山市が誕生した。市制施行当時の市の面積は74.24平方メートル、人口は35,995人であった。

木曾川が名勝に、犬山城が国宝に指定されたことで、全国的にも犬山市が知られるようになるとともに、明治村の開村や国宝如庵の移設などにより、観光地としての発展が見られるようになった。



一方、商業の活性化を図るため、城下町などに残る町家の改修が進み、改修が進んだ城下町の町家は、その伝統的な意匠を後世に伝えるためかつての姿に修景され、城下町の景観が復元されつつある。こうした近年における取組みの成果が認められ、平成 28 年（2016）には犬山祭の車山行事が全国の 32 件の祭りとともに「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。また、平成 30 年（2018）には、「犬山城跡」が史跡指定され、その歴史的価値が示された。

## 犬山市の年表

西暦	年号	できごと
BC. 100	弥生中期	・小集落が数箇所分散し、各戸に貯蔵穴や炉を持つ（上野遺跡）
AD. 300	垂仁 27 古墳前期	・大縣神社が本宮山より現在位置に遷座
		・前方後円（前方後方）墳が丘陵の尾根や先端部に築造される（東之宮古墳）
		・前方後円（前方後方）墳が、台地の末端部や平野部に築造される（青塚古墳、妙感寺古墳等）
729	天平 元	・大宮浅間神社が創建
990	正暦年中	・小弓荘が成立
1143	康治 2	・これより以前、大縣神社が尾張二宮となる
1378	永和 4	・「犬山」の地名初見
		・文安3年以降、「犬山荘」「犬山郷」と史料に散見する
1469	文明 元	・この頃、織田広近が木之下城を築城
1504	永正 元	・この頃、楽田城築城
1537	天文 6	・この頃、織田信康が木之下城を城山に移す
1544	16	・織田信清、犬山城主となる
1565	永祿 8	・織田信清、信長に犬山城を攻められ、犬山城落城
1584	天正 12	・小牧・長久手の戦い
		・加藤光泰、犬山城を預かる（この時、羽黒城に山内一豊、楽田城に堀秀政、小口城に稲葉一鉄）
		・秀吉、信雄に犬山城を返還
1592	文祿 元	・この頃、犬山の刀鍛冶が活躍
1594	3	・この頃、「木曾川」の呼び名が一般的となる
1607	慶長 12	・針綱神社、白山平から名栗町に遷座
1611	16	・犬山の刀工兼武、奉納太刀（熱田神宮）を打つ
1612	17	・犬山の鋳物師彦六郎、二ノ宮の鐘を鋳造
1613	18	・鋳物師彦六郎、天道宮（入鹿村）の鐘を鋳造
1616	元和 2	・神戸家、飛騨山林からの材木仕出しを始める
1617	3	・正成、義直の付家老となり、成瀬初代犬山城主となる
1623	9	・義直、木曾街道（上街道）を開く
1624	寛永 元	・この頃、神戸家、木曾山林からの材木仕出しを行う
1625	2	・正虎、寛永年間、犬山（稲置）街道を開く
1633	10	・入鹿池完成
1635	12	・犬山祭が始まる
		・天道宮、虫鹿神社、入鹿池築造により前原に遷座
1660	万治 3	・この頃、犬山の鵜飼が本格的となる
1689	元祿 2	・犬山祭に傘鉾が出始める
1691	4	・犬山祭、閏祭を行うようになる
1742	寛保 2	・練屋町のからくり「文殊菩薩人形」を名古屋矢場町の甚四郎がつくる
1768	明和 5	・この頃から、犬山鵜飼が衰退
1774	安永 3	・魚屋町の、乱杭渡り唐子を、名古屋の人形師竹田藤吉がつくる
1775	4	・下本町の、唐子の大人形の肩に小人形がのるからくりを文吉離三がつくる
1776	5	・中本町のからくり「西王母唐子遊び綾渡り」を、竹田藤吉がつくる
1809	文化 6	・正典、鵜匠を犬山から追放
1810	7	・島屋宗九郎、丸山新田に窯を築き、犬山焼（丸山窯）を再興
1831	天保 2	・加藤清蔵、犬山焼丸山窯の窯主となり、松原惣兵衛（水野吉平）と赤絵の焼成を始める
		・この年、犬山祭の車山13両が揃う
1835	6	・絵工道平、犬山焼絵付け（呉須赤絵）に活躍する
1866	慶応 2	・尾関作十郎信業、犬山焼の再生に尽力
1868	明治 元	・犬山藩（3万5千石）成立
		・「入鹿切れ」
1869	2	・名栗町のからくり人形を名古屋の人形師土井新三郎が製作
1870	3	・犬山藩支配地の戸数11,782戸・人口53,302人（士族1364人、卒族1073人）
1871	4	・廃藩置県により犬山藩を犬山県とする
		・犬山県、名古屋県に合併
1873	6	・犬山城が廃城となる
1882	15	・針綱神社を現在地に遷座
1889	22	・町村制により、市域に犬山町・岩橋村・善師野村・岩田村・今井村・羽黒村・楽田村・高雄村の1町7村が誕生
1891	24	・郡制により、丹羽・葉栗郡がそれぞれ独立、犬山市域は丹羽郡に属す
		・濃尾地震発生
1895	28	・犬山城、愛知県より旧犬山藩主成瀬正肥へ条件付で無償譲与
1899	32	・鵜飼鎌次郎、犬山鵜飼を再興

1902		35	・犬山水産会社を設立、観光鵜飼始まる
1906	明治	39	・市域の町村が犬山町、城東・羽黒・楽田・池野各村の1町4村となる(昭和29年まで続く)
1912	大正	元	・名古屋電気鉄道株式会社、岩倉経由で名古屋の押切～東一宮(本線)・犬山～岩倉間(支線)開業
1913		2	・志賀重昂、「日本ライン」命名
1914		3	・犬山通船株式会社設立、ライン下りを開業
1917		6	・東部丘陵地の縁辺で、かんがい溜池利用130余池
1918		7	・大縣神社、国幣中社に昇格
1923		12	・「ヒトツバタゴ自生地」、国の天然記念物に指定
1925		14	・名古屋鉄道、今渡線(犬山口～今渡)開通
			・名古屋鉄道、犬山遊園地を開園
			・犬山橋竣工、これにより「内田渡し」は廃止
1926	昭和	元	・名古屋鉄道、犬山～犬山橋間開通
			・名古屋鉄道、犬山橋～新鵜沼間開通
1927		2	・犬山駅、現在地に移転
			・木曾川(日本ライン)が日本八景に当選
1929		4	・名古屋鉄道、今渡～広見間開通。これにより、犬山口～広見間が直通となり、東濃鉄道(広見～御嵩)と接続
1930		5	・桃太郎神社創建
1931		6	・「木曾川」国の名勝指定
1935		10	・「犬山城」、国宝に指定
1954		29	・「犬山市」誕生(合併時人口35,995人、市庁舎は旧犬山町役場)
			・日本ライン県立公園に指定
1961		36	・犬山城の解体修理始まる
1962		37	・名鉄犬山遊園駅～動物園駅間にモノレール開通
			・木曾川周辺地域、「飛騨木曾川国定公園」に指定
1964		39	・「犬山祭の山車」、県の有形民俗文化財に指定
			・第1回「日本ライン犬山お城まつり」開催
			・「犬山鵜飼」が市営となる
1965		40	・博物館「明治村」開村
			・犬山城修理完工開城式挙行
1972		47	・有楽苑に「如庵」と「旧正伝院書院」の移築完工
1973		48	・犬山祭山車保存会結成
1975		50	・「東之宮古墳」、国の史跡に指定
1980		55	・第1回「日本ライン犬山夏まつり」開催
1981		56	・大縣神社(本殿・祭文殿など)、国の重要文化財に指定
1983		58	・「青塚古墳」、国の史跡に指定
1987		62	・犬山城築城450年記念事業「犬山・立山雪祭り」開催
			・犬山市文化史料館開館
1996	平成	8	・犬山市文化史料館別館「からくり展示館」開館
2000		12	・第1回「犬山お城まつり」開催
			・「青塚古墳史跡公園」開園
2006		18	・「犬山祭の山車行事」国の無形民俗文化財に指定
2012		24	・「犬山市文化史料館(城とまちミュージアム)」リニューアル
2015		27	・「入鹿池」世界かんがい施設遺産に登録
2016		28	・犬山祭を含む「山・鉾・屋台行事」ユネスコ無形文化遺産に登録
2018		30	・「犬山城跡」国の史跡に指定
2019	令和	元	・犬山城天守の保存修理工事完了
2020		2	・犬山市文化史料館(南館)開館
2021		3	・史跡東之宮古墳整備完了
2022		4	・ヒトツバタゴ自生地公有化

犬山市史(年表)に加筆



# 第2章

## 犬山市の文化財の概要と特徴

---

### 1. 指定等文化財の概要と特徴

- (1) 指定等文化財の概要
- (2) 指定等文化財の特徴

### 2. 未指定の文化財の概要と特徴

- (1) 未指定の文化財の概要
- (2) 未指定の文化財の特徴

# 1. 指定等文化財の概要と特徴

## (1) 指定等文化財の概要

本市の指定・登録文化財件数は、令和4年度（2022）末時点で 221 件であり、指定・登録の内訳は国指定 25 件、県指定 7 件、市指定 38 件、国登録 151 件である。

種類別では、有形文化財 206 件と最も多く、次いで記念物の 10 件、民俗文化財 4 件、うち、無形文化財 1 件である。文化的景観・伝統的建造物群の指定等はされていない。

＜犬山市指定等文化財一覧表＞令和5年3月末日現在

種別		国指定	県指定	市指定	国登録	
有形文化財	建造物	15	2		151	
	美術工芸品	絵画		1	13	
		彫刻	1		5	
		工芸品	1	2	13	
		書籍典籍 古文書				
		考古資料				
		歴史資料	2			
文化財 無形	芸能			1		
	工芸技術					
文化財 民俗	有形民俗文化財		1			
	無形民俗文化財	1		2		
記念物	遺跡	3	1	4		
	名勝	1				
	天然記念物	動物				
		植物	1			
	地質・鉱物					
伝統的建造物群						
文化的景観						
合計		25	7	38	151	

## (2) 指定等文化財の特徴

### ① 有形文化財

#### 建造物

市内には指定等文化財が 168 件所在する。当市を代表する建築物としては、国宝に指定されている犬山城天守と如庵があげられる。犬山城天守の築城時期は諸説あるが、近年の調査では、天守に使用されている木材が 1585～1588 年頃に伐採されたものを使用していることが判明し、最古の現存天守である可能性が高くなった。如庵は国宝三名席の 1 つで元和 4 年（1618）に織田信長の弟・織田有楽斎によって京都の建仁寺の塔頭 正伝院が再興された際に書院（現・旧正伝院書院）とともに築造した茶室である。これまで、京都から東京、神奈川、犬山へと移築され、現在に至っている。

寺社建築では、尾張地方の神社に見られる尾張造（本殿（後）、祭文殿（中）、拝殿（前）を回廊で繋いだ左右対称の建築様式）で建造された大縣神社（尾張二ノ宮）の本殿・祭文殿・拝殿、入鹿池の築造に際し、寛永 10 年（1633）に現在地に移されたといわれている天道宮神明社楼門、白雉 5 年（654 年）に建立された寂光院、犬山城下町にある寺院がある。

住宅建築は、犬山城下町を中心に、江戸末期から昭和初期に建てられた町家が登録有形文化財建造物となっている。

明治建築は、博物館明治村に全国から移築・展示された建造物（指定 件、登録件）である。

#### 絵画

市内には指定等文化財が 14 件所在する。大半が社寺が所有するもので、信仰の対象となる者や所縁のある武将の肖像などが描かれている。また、この他にも、公益財団法人犬山城白帝文庫が所有する天正 3 年（1575）5 月 21 日、設楽原（新城市）において織田信長・徳川家康連合軍と武田勝頼軍の決戦の様子を描いた「長篠合戦図屏風」、天正 12 年（1584）、徳川家康・織田信雄と羽柴秀吉の間で天下の覇権をかけた合戦の様子を描いた「長久手合戦図屏風」、大正から昭和にかけて活躍した大正広重と呼ばれた鳥瞰図絵師 吉田初三郎が描いた継鹿尾山図などがある。

#### 彫刻

市内には指定等文化財が 6 件所在する。大半が社寺が所有する仏像彫刻である。時代の古いものでは天平 6 年（734）に行基が開山した青龍山薬師寺の本尊 木造薬師如来坐像がある。この他にも、中世につくられた大泉寺の懸け仏、東海地方に多くみられる仏師円空が作成した円空仏がある。

## 工芸品

市内には指定等文化財が 16 件所在する。公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する短刀（銘左安吉作 天平十二年二月日）や小牧・長久手合戦のとき羽柴秀吉が持参したと伝わる菊桐紋蒔絵鎧櫃・菊桐紋蒔絵風呂道具等成瀬家とゆかりの深い金工品・木工品がある。また、文化 7 年（1810）にはじまった伝統工芸品の犬山焼がある。

## 歴史資料

市内には指定等文化財が 2 件所在する。公益財団法人明治村が所蔵する日本の近代化に大きく貢献したリング精紡機やみのくち渦巻ポンプがある。

## ② 無形文化財

### 芸能

市内には指定等文化財が 1 件所在する。江戸後期から伝わる獅子芝居 塔野地獅子舞がある。（現在は休止中）



### ③ 民俗文化財

#### 有形民俗文化財 犬山祭の山車（十三台）

市内には指定等文化財が1件所在する。犬山祭の山車は、重要無形民俗文化財の犬山祭の車山行事で犬山城下町を運行する。山車は13輛あり、すべてにからくり人形が搭載されている。

#### 無形民俗文化財

市内には指定等文化財が3件所在する。毎年4月の第1土・日曜日に犬山城下の針綱神社の例祭として執り行われる犬山祭の車山行事がある。犬山祭は寛永12年（1635）からはじまり、現在まで引き継がれている。犬山城下13町内から出される車山や3町内から出される練り物で構成される。犬山祭は国内33件の祭りとともに「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されている。また、犬山城3代城主成瀬正親が御料鵜飼として万治3年（1660）に始めたとされる木曾川犬山鵜飼漁法、真夏に標高275mの尾張富士の頂上まで巨石を担いで登る石上げ祭がある。

### ④ 記念物

#### 遺跡

市内には指定等文化財が8件所在する。古墳は尾張地域を代表する3世紀後半につくられた東之宮古墳、4世紀中ごろにつくられた青塚古墳、5世紀前半に作られた妙感寺古墳がある。東之宮古墳や青塚古墳については、調査・整備が行われ、古墳学習の場として利用されている。城跡については、史跡犬山城跡がある。犬山城跡は、国宝犬山城天守がある城山全体が含まれており、犬山市が管理団体として調査・整備を進めている。また、犬山城の前身となった木ノ下城跡がある。

#### 名勝

市内には指定等文化財が1件所在する。長野県の鉢盛山を水源とする一級河川であり、市内の北部を流れる木曾川が名勝に指定されている。木曾川の沿岸風景はヨーロッパ中部を流れるライン川の絶景に似ていることから、1913年に志賀重昂が日本ラインと命名し、その風致景観の優秀さと学術的価値の高さから、岐阜県美濃加茂市から犬山市までの広大な範囲が指定地となっている。

## 天然記念物

市内には指定等文化財が 1 件所在する。池野地区にある天然記念物ヒトツバタゴ自生地である。ヒトツバタゴ自生地は木曽川中流域と対馬に分布し、集団での自生は非常に珍しい。

この他に、市内には、地域を定めない天然記念物として、特別天然記念物オオサンショウウオ、特別天然記念物ニホンカモシカなどが生息する。

指定等文化財は、犬山地区、次いで池野地区に多く分布する。犬山地区には、全体の 56%の指定等文化財が所在する。これは木曾川が濃尾平野に流れ出る犬山扇状地で古くから人々の営みが始まり、木曾川を活かし、交通や物流、政治の要所として町が発展していく中で多種多様な文化財が生まれたことが理由としてあげられる。次に池野地区には全体の 32%の指定等文化財が所在する。これは、公益財団法人博物館明治村が市内全体の指定等文化財の 32%を所有することが要因である。

指定等文化財の特徴としては、文化財建造物が多く、全体の 76%を占める。これは、犬山城下町に寺院や町家が集中している点、また、先に記した公益財団法人博物館明治村に全国から移築保存した明治時代の建築物が多いためである。次に多い文化財は美術工芸品である。これは、犬山城下町に古くから立地する寺院が所持する絵画、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持する成瀬氏とのゆかりの深い工芸品、犬山の伝統工芸である犬山焼に関連するものが多い。

この他にも、犬山祭、犬山城跡や東之宮古墳、青塚古墳等の史跡、栗栖地区から犬山地区にかけて広い範囲で指定される名勝木曾川、天然記念物ヒトツバタゴ自生地等多様な文化財がある。

<地区別の指定等件数>


## 2. 未指定の文化財の概要と特徴

### (1) 未指定の文化財の概要

既往調査や文献等により把握された、本市の未指定の文化財は、令和4年3月末時点で●●件である。

種類・分類を見ると、有形文化財が●●件と最も多く、うち●●件●●%を美術工芸品が占める。美術工芸品のうち、歴史資料（●●件）、工芸品（●●件）、絵画（●●件）が多数を占める。

また、平成24年度、25年度に実施した悉皆調査の成果から、507件の歴史文化遺産の把握が行われている。

その他に、本計画策定に伴い実施した、市民アンケート調査や団体アンケート調査、団体ヒアリング、現地確認調査により新たに93件の歴史文化遺産が把握できている。

これら未指定の文化財について、地区別では、犬山北小学区が●●件と最も多く、特に工芸品の件数が多くなっている。次いで、犬山南小学校区、楽田小学校区、羽黒小学校区と続く。いずれの地区においても、未指定の文化財は多く、多様な歴史文化資源が市内全域に多数所在している状況である。

<未指定の文化財件数一覧>

文化財種別	件数
有形文化財（建造物）	
有形文化財（絵画）	
有形文化財（彫刻）	
有形文化財（工芸品）	
有形文化財（書跡典籍）	
有形文化財（古文書）	
有形文化財（考古資料）	
有形文化財（歴史資料）	
無形文化財（演劇音楽工芸技術等）	
有形民俗文化財	
無形民俗文化財（風俗慣習）	
無形民俗文化財（民俗芸能）	
無形民俗文化財（民俗技術）	
記念物（史跡）	
記念物（名勝）	
記念物（天然記念物_動物）	
記念物（天然記念物_植物）	
記念物（天然記念物_地質鉱物）	
文化的景観	
伝統的建造物群	
文化財の保存技術	
埋蔵文化財	
自然環境	
伝承物語（民話含む）	
生活文化（食文化大衆娯楽 等）	
伝統産業地場産業	
歴史上の人物とその業績	
歴史的に継承されてきた音や香り、古くからの地名、方言など	
総計	

小学校区	件数
栗栖小学校区	
犬山北小学校区	
犬山西小学校区	
犬山南小学校区	
城東小学校区	
東小学校区	
羽黒小学校区	
楽田小学校区	
今井小学校区	
池野小学校区	
所在未特定（※）	
総計	

※文献に所在地が記載されていない、もしくは所在地が広範にわたっており特定できない等の理由により小学校区を定められなかったものは「所在未特定」としている。

## (2) 未指定の文化財の特徴

### ① 有形文化財

#### 建造物

建造物は、●●件あり、針綱神社などの神社や城下町地区に位置する寺院、瑞泉寺の塔頭群、田中家住宅や松山家住宅をはじめとする歴史的風致形成建造物等がある。いずれも犬山城下町に多い。

#### 美術工芸品

美術工芸品は●●件ある。

絵画は●●件あり、大半が社寺が所有するもので、信仰の対象となる者が描かれている。また、次いで公益財団法人犬山城白帝文庫が所持するものが多く、犬山城に関連する絵図が多い。その他には、郷土の偉人である村瀬太乙が記したものなどがある。

古文書は●●件あり、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持する成瀬喜に関連するものが多い。

工芸品は●●件あり、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持する刀剣類や木工品、犬山市の伝統産業である犬山焼に関するものが多い。

考古資料は●●件あり、大半が市が所有するもので、青塚古墳をはじめ、市内の古墳、遺跡、窯跡等で発掘調査の際に出土したものが多い。代表するものとしては、青塚古墳から出土した円筒埴輪や壺形埴輪、白山神社古墳から出土した鳥形のつまみ付き高坏などである。

書跡典籍は●●件あり、寺院が所持するものが多い。

彫刻は●●件あり、寺院が所持する仏像、主に街道沿いに見られる石造仏が多い。

歴史資料は●●件あり、公益財団法人犬山城白帝文庫が所持するものが多く、犬山の歴史を記した犬山里語記や犬山視聞図会、各村の記録がある。その中には明治元年の入鹿切れに関する資料等もある。

### ② 民俗文化財

#### 有形民俗文化財

犬山祭の下山で小太鼓を演奏する子供たちの衣裳「金襦袢」をはじめ、市内の各地で行われる祭礼で使用される屋形、笛、太鼓などがある。

#### 無形民俗文化財

無形民俗文化財のうち祭礼は●●件あり、江戸中期まで遡るとされている「虫送り」

や「だんだんもうせ」が犬山地区から城東地区にかけて行われている。また、大縣神社の豊年祭や天道宮神明社の鬼まつり等、各地で様々な祭礼が行われている。

風俗慣習は●●件あり、地域にもよるが、正月行事であるヤギトウやお日待ち、どんど焼き（左義長）、お盆行事である棚盆や施餓鬼、オショロイ送りなどの慣習がのこっている。

民俗芸能は●●件あり、大宮浅間神社で行われる太々神楽がある。

### ③ 記念物

#### 史跡

遺跡は●●件あり、旧設計時代の遺物の散布地である西山遺跡、縄文時代から古墳時代にかけての遺物が見られる上野遺跡がある。

古墳については、古墳時代末期の永洞古墳や、古墳時代中期から後期にかけての古墳が多く残る入鹿池古墳群がある。また、現状滅失しているが、かつては 70m を超える甲塚古墳、市内最大規模の 30 基を超える古墳がつけられた上野古墳群もあった。

古代寺院については、かつて、奈良時代につくられた勝部廃寺、神宮寺跡があった。

城跡については、梶原氏が居館を構え、小牧・長久手の戦いの際には山内一豊が守備した羽黒城跡、小牧・長久手の戦いの際に秀吉が本陣を置いた楽田城跡がある。

窯跡については、東部丘陵に多くあったと言われており、奈良時代から平安時代にかけて焼物を生産していた、堂ヶ洞古窯、江戸から近世まで続く犬山焼に関連する今井焼窯跡、丸山古窯などがある。

#### 天然記念物

天然記念物は●●件あり、植物は市内全域で見られる巨樹巨木、東部丘陵には絶滅危惧 IA 類のマメナシの自生地、絶滅危惧 II 類のシデコブシの自生地等、貴重な植物がみられる。

地質は木曾川周辺で見られる赤茶色をしたチャートと呼ばれる岩石、栗栖地区で見つかったといわれるアンモナイトの化石、江戸時代の終わりに生活用日に使われた善師野石（別名「竈石」）がある。

#### 名勝

名勝地は●●件あり、栗栖地区の不老の滝や、池野地区の平成の名水百選にも選ばれている八曾の滝がある。庭園としては、国宝如庵や重要文化財旧正伝院書院が建つ堀口捨巳が築庭した有楽苑がある。

#### ④ その他

このほかに、石上げ祭の起源となる山の背比べや、山姥物語などの伝承物語、慶長2年（1597）に小島弥次右衛門が創業し一子相伝の醸造方法で現在までつづく苧苳酒などの伝統産業地場産業、地域に残る風習など様々な文化財が存在する。



# 第3章

## 犬山市の歴史文化の特徴

---

# 1. 歴史文化の特徴

木曾川が市域を南北に貫流し、八曾山、本宮山、尾張富士の山が連なる犬山市は、木曾川扇状地の平野部から東部の丘陵まで地形の変化に富み、それぞれの地域特性を活かして人の営みが育まれ、様々な歴史を織りなしてきた。これらは犬山市特有の特徴であり、市の歴史文化の多様性の元となっている。

そこで、犬山市の歴史文化を概観し、特徴を以下の7つに整理した。

## 特徴1 古代『瀬波』地域の古墳群

木曾川がもたらした肥沃な大地は、水陸の交通の要所として古くから栄え、縄文時代・弥生時代から人々の暮らしが営まれてきた。古墳時代になると、市内には国史跡の東之宮古墳、青塚古墳等の大型古墳をはじめとして、数多くの古墳が築造された。

また、6世紀から7世紀にかけて東部丘陵に入鹿池古墳群が築造されたが、その地名や立地条件から一帯は『日本書紀』に記載されるヤマト王権直轄地「入鹿の屯倉」の推定地とされ、犬山及びその周辺は『続日本後紀』などに記載される「瀬波県（にわのあがた）」の存在と密接に関係する古代『瀬波』地域であると推定する。『瀬波』地域の古墳は、現在も市内の各所に残されている。

## 特徴2 戦国の動乱を今に伝える城跡・古戦場

応仁の乱後の美濃国守護代斎藤妙椿による尾張地域攻略に備えて、文明元年（1469）に「美濃に対する備えの城」として、織田広近により木之下城が築かれました。その後、天文6年（1537）に織田信康が本城を木之下城から城山に移し、犬山城が築城された。

一方、楽田では、永正年間（1504～1521）に織田久長によって楽田城が築かれ、羽黒には、鎌倉時代の建仁年間（1201～1204）に築城されたと伝わる羽黒城があった。

犬山城、羽黒城、楽田城は、天正12年の小牧・長久手の戦いの際に、秀吉方の陣として利用された。その他にも、小牧・長久手の戦いの前哨戦となった「羽黒合戦」が行われた八幡林や青塚古墳を利用した青塚砦など、戦国期の動乱を物語る城跡や古戦場が随所に残っている。

## 特徴3 犬山城と城下町

犬山城は、東西を結ぶ要衝に位置することから軍事上・経済上の重要性が高く、その歴史は尾張支配者の交代と密接に関連していた。やがて、犬山城主には尾張国主の

最も信頼する人物が置かれるようになり、尾張第二の城下町へと発展する素地が作られた。

犬山城下町は、小笠原吉次や平岩親吉の頃までにその基本となる形が整えられ、成瀬氏入部後、街道の付替えにより、今日に至る本町通を主軸とする「タテ町型城下町」が完成した。城下町では、酒造や茶の湯などの様々な文化が花開き、犬山焼や葱苧酒などは、伝統産業として現在も受け継がれている。また、針綱神社の例祭として寛永12年（1635）に始められた犬山祭は、今日まで380余年にわたり続けられている。

#### 特徴4 流通・交通の要衝地

木曽川沿いに位置する犬山は、木曽川を下る材木の中継、あるいは荷物の発着など、湊としての機能を有し、木曽川の水運による恩恵を受けてきた。通船も多く、元禄3年（1690）頃には、年一万艘にも上る往来が記録されるなど、物流の要衝地としての役割を果たしてきた。

江戸時代に入ると、幕府は江戸から地方へと延びた幹線街道である五街道と、その支線にあたる付属街道を造成整備した。犬山市域でも木曽街道、犬山街道などが整備され、尾張藩家中や商人の往来を支えてきた。

木曽川と街道は数多くの人と物を繋ぎ、現在も、路傍に佇む石仏や一里塚、渡船場跡や宿場跡の常夜燈などが、道行く人々を見守っている。

大正元年には、岩倉－犬山間の鉄道が開通し、犬山駅はその後、4路線が交わるターミナル駅として発展した。

#### 特徴5 治水と利水

木曽川は地域に豊かな恵みをもたらす一方、洪水により飢饉や凶作が発生し、民衆を苦しめる要因ともなっていた。慶長13年から翌年にかけて徳川家康が実施した木曽川治水上最大規模の築堤工事（御困堤）により、洪水の危険性は減少したが、濃尾平野に流れ込む大小の河川が締め切られたため、水源確保のため宮田用水、木津用水などの用水路が整備された。

寛永10年（1633）には入鹿池が築造され、安定的な水の供給により、新田開発など地域の発展に大きく貢献した。ところが、明治元年（1868）5月、連日の大雨によって堤が決壊し、丹羽郡の広範囲が浸水して多数の死傷者を出す大災害が発生した（後の「入鹿切れ」）。

このように、犬山の歴史は水と深い関わりがあり、市内には、用水路やため池などの治水、利水に関わる施設が多く残されている。また、水に対する感謝と畏敬の念を忘れないよう、木曽川や入鹿池をはじめとした水にまつわる伝承や物語が数多く伝え

られている。

## 特徴6 多様な伝統行事

犬山市には、380 余年の伝統を誇る犬山祭や尾張富士と本宮山の背比べ伝説が伝わる石上げ祭、大縣神社（姫之宮）の豊年祭など、市内外から多くの観光客を集める祭りがある。一方で、市内の各地域に目を向けると、五穀豊穰を祈願する虫送りや疫病除けの祭事であるダンダンモウセ、各神社に伝わる祭礼など、個性豊かな伝統行事が数多く行われている。

これら伝統行事は、人々の祈りや込められた思いを今に伝え、関連する文化財とともに地域の人たちによって大切に受け継がれている。

## 特徴7 全国に先駆けた文化財の観光活用

「犬山町」では、明治末期から観光客を対象とした遊興地・旅館などが増加し、大正期における鉄道敷設により観光開発が進んだ。加えて、昭和2年（1927）に木曾川が日本八景に当選したことで観光客が増加、観光業のさらなる発展につながった。

昭和29年（1954）には、市政施行にともない「犬山市観光協会」が発足し、地域資源観光事業の推進が図られたことで、市全体として観光都市の歴史を歩みはじめました。市内に所在する名勝木曾川や国宝犬山城天守をはじめ、日本モンキーセンター、明治村、リトルワールド、国宝如庵などの豊富な文化財は、古くから観光資源として活用され、犬山の観光地としての発展に大きく寄与してきた。

# 第4章

## 犬山市の文化財の保存と活用に関する 将来像・基本的な方向性

---

(1) 犬山市の文化財の保存と活用に関する将来像

(2) 基本的方向性（基本方針）

## (1) 犬山市の文化財の保存と活用に関する将来像

(第5次総合計画をもとに記載→第6次総合計画の内容に伴い変更が必要) 犬山市には、先人の残した数多くの文化財や、豊かな自然がある。これらの歴史文化財資産の調査や保存・活用の取り組みを通じて、総合計画に掲げる目指すまちの姿「(仮)～人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山～」を実現するために、総合計画に位置付けるまちづくり宣言「誰もが愛着のもてるまちをつくります。」に則り、以下のとおり文化財の保存と活用に関する将来像を設定する。

### 将来像

## (2) 基本的方向性（基本方針）

犬山市が抱える歴史文化資産に関わる課題を解決し、保存と活用に関する将来像を実現するための基本的な考え方を下記のとおり定める。

### 方針1 文化財を知り、理解を深め、地域の誇りと愛着を醸成する

犬山市の文化財は、市全域に重層的かつ広範囲に所在するが、詳細な調査については、国宝犬山城や犬山城跡、犬山祭、東之宮古墳などの主要な文化財に限られる。未だ発見されていない文化遺産や価値が判明していない歴史文化資産を調査し、その価値を地域住民に周知することで、地域の宝として認識し、地域の誇りと愛着を醸成する。

### 方針2 文化財の散逸を防ぎ、適切に守る

犬山市の文化財は、国宝犬山城や犬山城跡、東之宮古墳や青塚古墳など主要なものは保存整備や管理が行われているが、未指定の文化財を含む歴史文化遺産について、適切な管理がなされておらず、周辺環境の変化等により散逸してしまうものが増えてきている。これらの歴史文化遺産を地域で守り、未来へつないでいく体制づくりを進めていく。

### **方針3 次代の担い手を育成・支援する**

犬山市の人口減少及び高齢化の進行、また生活様式の変化等の影響により、次代の担い手は減少している。その中心となる地域の人々や子どもたちに地域の歴史や文化に触れる機会を創出し、保存継承への意識醸成を行うためにも、継続した後継者育成事業の支援を進めていく。

### **方針4 文化財をまちづくりに活かす**

犬山市は、多くの歴史文化や豊かな自然がのこるまちであり、これまで、歴史文化資源を積極的に観光振興やまちづくりに活用してきた。今後も引き続きこの取組みを続けるとともに、これまで活用できていない歴史文化遺産の価値を明らかにし、各地域の観光振興やまちづくりに活用する。





# 第5章

## 文化財の把握調査

---

1. 既存の文化財の把握調査の概要
  2. 文化財の把握調査の課題
3. 文化財の把握調査の方針・措置
4. 文化財の把握調査実施の体制

# 1. 既存の文化財の把握調査の概要

犬山市の文化財の把握調査は、文化財部局や都市計画部局によって実施している。昭和〇年から〇年にかけて実施した市史編さんに伴う調査、平成 24 年、25 年に実施した悉皆調査により市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の多くの文化財を把握している。

個別の調査については、次のとおりである。

- ・有形文化財（建造物）は城下町の伝統的建造物の把握調査や個別物件の調査を行っている。
- ・民俗文化財は、犬山祭や石上げ祭の調査を行っている。
- ・記念物については、犬山城跡、東之宮古墳、青塚古墳等の指定等文化財の発掘調査、埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査を行っている。

上記調査の他、公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山歴史研究会、特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク等の民間団体が調査研究を行っている。

## <既往の歴史文化資産把握調査一覧>

調査対象	調査時期	調査内容	調査主体
犬山市史編さん			市（歴）
上野古墳群	昭和 33 年 昭和 41 年 昭和 42 年	発掘調査	市（歴）
史跡東之宮古墳	昭和 45 年	重要遺跡指定促進調査	県
十三塚第 3 号墳 熊野第 1 号墳	昭和 46 年	発掘調査	市（歴）
上野第 5 号墳	昭和 47 年	発掘調査	市（歴）
史跡東之宮古墳	昭和 48 年 平成 17～19 年 平成 23～24 年	発掘調査 範囲確認調査 発掘調査	市（歴）
上野第 6 号墳 岩神古墳 坂下第一号墳	昭和 52 年	発掘調査	市（歴）
史跡青塚古墳	昭和 54 年 平成 7～9 年	発掘調査 発掘調査	市（歴）
丸ノ内遺跡 丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡	昭和 60 年 令和元年	発掘調査 発掘調査	市（歴）

調査対象	調査時期	調査内容	調査主体
三光寺遺跡	平成7年	発掘調査	市(歴)
犬山市城下町 伝統的建造物群	平成7年 平成8年 平成19年	現地基礎調査(80件抽出) 現地各戸調査(35件) 現地各戸調査(30件)	市(都)
犬山市の民俗調査	平成9年	愛知県史民俗調査報告書	県
犬山祭	平成14~16年	総合調査	市(歴)
犬山神社遺跡	平成17年	発掘調査	市(歴)
堀部家住宅	平成19年	調査	市(都)
からくり人形	平成20~22年	調査	
史跡犬山城跡	平成21~23年 平成29年 令和3年 令和3年	範囲確認調査 発掘調査(体育館跡) 雨水排水路調査(名鉄ホテル) 大手門枅形跡発掘調査(福社会館跡)	市(歴)
羽黒城跡	平成24年	発掘調査	市(歴)
文化遺産悉皆調査	平成24~25年	悉皆調査	NPO
石上げ祭	平成28~令和元年	調査	市(歴)
愛知県史編さんに 伴う調査	平成〇年~	愛知県史編さんに伴う調査	県
犬山城の調査研究	平成〇年~	公益財団法人犬山城白帝文庫による調査	公財
犬山焼の調査研究	平成〇年~	愛知県陶磁美術館 学芸員 高浜市やきものの里かわら美術館学芸員 による調査	
市内文化遺産の 調査研究	平成〇年		NPO
登録有形文化財 建造物	平成 年~	伝統的建造物技術指導委託に伴う調査	市(歴)
犬山城	令和2年~	犬山城の門・櫓の調査	市(歴)

## 2. 文化財の把握調査の課題

犬山市では、犬山城跡や青塚古墳、東之宮古墳などの記念物（遺跡）、犬山祭や石上げ祭などの民俗文化財等、今日まで実施してきた把握調査等の結果を踏まえ、課題を以下のとおり整理した。

### (1) 把握している文化財の偏り

犬山市は歴史的価値を有する文化財が市内に数多く所在しており、現在まで多くの把握調査が実施されてきた。しかし、犬山城や東之宮古墳、犬山祭の調査など、特定の分野に関する調査が重点的に行われるなど、対象に偏りが生じている。また、犬山市の文化財は観光資源としても活用されているが、対象の偏りや地域による偏りが生じている。

そのため、継続的かつ幅広い調査の実施を通じて、地域の文化財を包括的に把握していく必要がある。

### (2) 文化財の消滅や散逸

犬山市には数多くの文化財や歴史文化資源が所在しているが、市内全域の文化財の把握調査が進んでいないことから、このままでは、市の歴史を語る上で欠くことのできない歴史文化資源の価値が知られないまま消滅・散逸していくおそれがある。

### (3) 価値の認識不足

令和3年度に実施した「犬山市の文化財に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）」の結果によると、文化財に関心がある傾向の人は、回答者全体のうち6割超を占めているが、関心がない傾向の人の理由のうち、「どのような価値があるかわからないから」との回答が3割強となっている。

文化財や歴史文化資源を知り、その価値を認めることは、保存・活用を推進していく上での第一歩である。そのため、価値や魅力を地域全体で共有していく必要がある。

### 3. 文化財の把握調査の方針・措置

犬山市の文化財に関する現状と課題を踏まえ、今後取り組んでいく方針と措置の内容を以下のとおり整理した。

#### (1) 把握している文化財の偏りの是正に関する方針

文化財の把握調査については、これまで調査が行えていない記念物（天然記念物）や無形民俗文化財を中心に実施する。

また、地域の団体や大学等の研究機関と連携した学術調査等を通じて、既存の文化財や歴史文化資源を再検証し、それらが持つ魅力や価値を高める。加えて、これら文化財や歴史文化資源を地域住民に広く周知し、自分が住む場所に対する愛着を醸成するきっかけを創出する。

#### (2) 文化財の消滅や散逸の防止に関する方針

地域の文化財や歴史文化資源を定期的に調査し、情報の更新を図る。特に、消滅・散逸のおそれがある文化財については、継続的な追加調査を通じて文化財の状況の適切な把握に努める。また、古くから人々の生活に深く根付いていたものの、生活様式や地域社会等を取り巻く環境の変化に伴い、存在自体が知られていない、あるいは価値に気づきにくくなっている風習等についても掘り起こしを行う。さらに、これら調査結果をデータ化し、情報を体系的に管理する。

#### (3) 価値の共有に関する方針

アンケート調査の結果から、日常的に文化財と関わっている人が一定数確認されており、また、6割超の人が文化財に関心がある傾向にあることから、市内には文化財の保存・活用に関する潜在的な協力者が多く存在していると考えられる。これら協力者の参加を促し、一体となって地域の歴史文化資源の価値を共有するとともに、魅力の向上を図る。

## 4. 文化財の把握調査実施の体制

文化財の把握調査実施については、犬山市の文化財部局や都市計画部局、調査研究を行っている民間団体等により実施している。

# 第6章

## 文化財の保存と活用に関する方針と措置

---

1. 文化財の保存と活用に関する課題
2. 文化財の保存と活用に関する方針
3. 文化財の保存と活用に関する措置

# 1. 文化財の保存と活用に関する課題

市内の文化財及び歴史文化資源を取り巻く現状及びこれまでに実施してきた対応状況等を踏まえ、保存と活用に関する課題を以下のとおり整理した。

## 課題1 調査研究・共有に関する課題

犬山市では、既存の調査に加え、平成24年度、25年度に実施した悉皆調査や、令和3年度に実施した文献等の調査によって、市内に眠る文化財及び歴史文化資源の所在の把握を進めてきた。しかし、いまだ調査や価値付けがされていない歴史文化資源が市内各所に所在しており、その全容を十分に把握できていない状況である。また、学校や地域団体に保管されているものについても十分な調査が行われていない。それに加え、把握している地域や文化財種別が一部に偏っているなど、包括的な把握には至っていない状況である。

また、犬山市では、現在に至るまで各種調査の実施を通じて文化財の把握に努めてきたが、市全域にわたって所在する文化財や歴史文化資源を市職員のみで調査することは困難であり、専門家や地域住民、事業者等との協働体制構築等の体制づくりが不可欠である。しかし、現状においては、歴史文化資源に関する価値や魅力を伝えきれていないため、地域住民との間で、地域の歴史文化資源の価値共有が十分に図れていない。また、既往調査成果をはじめとした各種資料は紙媒体で作成・保存されていることが多いため、情報の追加・更新が容易でないほか、経年に伴う劣化の進行や書類の紛失等が懸念される。

### 調査研究・共有に関する課題

- ✓ 計画的な調査によって、市内に所在する歴史文化資源を包括的に把握する必要がある
- ✓ 地域や文化財種別の偏りを是正する必要がある
- ✓ 市民や地域団体等との協働体制を構築する必要がある
- ✓ 調査成果の電子化等、情報を体系的に管理する必要がある

## 課題2 保存に関する課題

市内には、国指定文化財が25件、県指定文化財が7件、市指定文化財が38件、国登録文化財が151件であり、歴史的に価値のある指定・登録文化財が数多く所在している。これら文化財については、定期的な保存修理の推進によって、それぞれが持つ価値の維持が図られている。しかし、これら指定・登録文化財の多くは建造物や美術工芸品などの有形文化財であり、文化財種別の偏りがみられる。また、現状におい



ても文化財を保管する収蔵スペースの確保等が十分でないため、将来的な保管場所の不足等が懸念される。他方、未指定の文化財は所有者による責任の下、保存管理されているが、所有者の負担増や今般の少子高齢化の進行に伴う責任者不在の文化財の増加等、潜在的な問題をはらんでいる。

その他、少子高齢化の進行に伴い、今後は管理不全の空き家や管理者不在の無人寺等の増加が予想され、これら建物の火災による文化財の毀損・消失や文化財の盗難、ひいては周辺環境の悪化等が懸念される。加えて、近年頻発化・激甚化する豪雨災害と浸水被害等の自然災害への備えも必要である。

#### 保存に関する課題

- ✓ 文化財が有する価値の維持に努める必要がある。
- ✓ 保存の対象となる文化財種別に偏りがある
- ✓ 資料等の収蔵スペースの不足、デジタルアーカイブ等、適切な管理が十分でない
- ✓ 防災・防犯に対する備えや啓発が十分でない

### 課題3 継承に関する課題

文化財の保存・活用にとって「人」は欠かせない存在であり、特に年中行事や祭礼等の無形文化財にとって後継者の育成は非常に重要である。

犬山市では、様々な団体が活動を精力的に行っており、市の文化財行政にも多大な貢献をしている。しかし、少子高齢化の進行によって若者を中心に活動の担い手が先細りしていることに加え、継承する意識の希薄化、定年時期の段階的な引き上げによる参加メンバーの高齢化、人材育成を行うための資金不足等、活動を維持していく上で様々な課題を抱えている。

また、2019年末頃から世界中で猛威を奮った新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響によって、2020年は各種活動の中止が余儀なくされた。これがひとつの契機となり、行事等を行わないことが常態化する、あるいは再開を望まない声が出てくる可能性が考えられる。そして、このような状態が続くことで、行事の段取りや作法が忘れ去られてしまうおそれがある。

#### 継承に関する課題

- ✓ 少子高齢化や定年延長により、活動の担い手が不足している
- ✓ 保存・活用や人材育成の資金が不足している
- ✓ 団体間での連携及び交流を促進する必要がある
- ✓ 新型コロナを契機として、行事等が行われなくなる可能性がある

## 課題4 活用に関する課題

犬山市には、犬山城をはじめ、犬山祭、木曾川鶉飼、犬山市文化史料館等、市の歴史と文化に触れ合える文化財や施設等が随所であり、これらは市民のみならず市外の人々も魅了している。しかし、令和3年度に実施したアンケート調査結果によると、文化財に接する機会は観光・旅行や祭り、年中行事といったイベント時に集中しており、関心を持っている文化財は「城（城跡）」「祭り、伝統行事、伝統芸能」「古いまち並み」に集中するなど、活用の取組が特定の地域や歴史文化資源に留まっており、歴史文化資源を相互につないでその価値を高め、わかりやすいストーリーで来訪者に伝えるまでには至っていない。また、歴史文化資源の案内板や、解説板等の設置を充実させるほか、パンフレットや解説版等の多言語化・ユニバーサルデザイン化など、市に所在する文化財の周知と魅力を伝える取組のさらなる推進が必要である。

### 活用に関する課題

- 市民が歴史文化資源と日常的に接することのできる機会の提供が必要である
- 誰もがわかりやすい案内板や解説板、パンフレット等の環境整備が必要である
- 歴史文化資源をわかりやすいストーリーでつなぎ、伝えていく必要がある

## 2. 文化財の保存と活用に関する方針

市の文化財及び歴史文化資源に係る各種課題を踏まえ、文化財の保存と活用に関する方針を以下のとおり整理した。

### 方針1 歴史文化資源を理解する

市内に所在する歴史文化資源の保存・活用の推進における前段階として、それぞれが有する価値や魅力の理解が必要である。そのため、計画的かつ継続的な調査を通じて歴史文化資源の把握を進め、新たな価値や魅力を発見する。また、特定の地域や文化財種別に偏ることなく、また、指定・未指定のかかわらず、市内に所在する歴史文化資源を包括的な調査を実施する。

調査結果は、将来の ICT 化を見据えてデータベース化した情報を一元化するとともに、積極的な情報発信とともに共有を図る。

#### <方針1における考え方>

- 計画的かつ継続的な調査を通じて歴史文化資源の把握を進め、新たな価値や魅力を発見する
- 調査対象の幅を広げるとともに偏りを解消する
- 専門知識を有する人材の育成に努めるとともに、調査研究機関等との連携を図り、多様な歴史文化資源に対応可能な調査体制を構築する
- 将来的な文化財行政の ICT 化を見据えたデータベースを作成し、歴史文化資源に関する情報を一元化する
- 調査成果や調査対象の価値を共有するため、積極的に情報発信を行う
- 文化財の保存・活用等に関する取組を過程も含めて積極的に公開する

### 方針2 歴史文化資源を守る

歴史文化資源を保存・活用していくためには、市内に所在する歴史文化資源を理解することに加え、当該資源を守り、その価値を維持していくことが重要である。そのため、専門家等の知見を得た保存修理、収蔵スペースの確保、防災・防犯に向けた取組等、適切な保存管理に努める。

また、行政だけでなく市民や各種団体等の協力が必要不可欠であるため、「地域ぐるみ」で歴史文化資源を守る体制の構築を図る。

### <方針2における考え方>

- 保存修理は、専門家等の知見を得ながら適切に実施する
- 収蔵スペースの確保・資料の良好な保存状態の維持に努める
- デジタルアーカイブ化の実施に向けた情報収集・体制構築に努める
- 歴史文化遺産の防災・防犯に対する市民意識の向上を図る
- 平時から所有者・消防署・地元消防団・周辺地域住民との緊密な連携を図り、歴史文化資源の防災・減災に備える
- 指定及び登録制度に基づいた歴史文化資源の保護を推進する
- 所有者だけでなく「地域ぐるみ」で歴史文化資源を保存する体制の構築を図る

## 方針3 歴史文化資源を伝承する

歴史文化資源を後世に確実に伝承していくため、その意義や価値を市民に伝え、共有を図る。また、各種団体間が交流できる場を提供することで、情報交換や人材交流など横のつながりを強化するほか、企業等とのつながりも意識することで、民間資金の積極的な活用も視野に入れる。

その他、行事等の運営マニュアルの作成等、ポストコロナの時代を見据えた積極的な保護措置にも取り組む。

### <方針3における考え方>

- 地域や教育機関等と連携して、歴史文化資源を継承する意義や価値を市民に伝える
- 地域活動団体、文化財関連団体等の情報共有の場を設ける
- 社会情勢の影響などにより活動が休止した場合も滞りなく行事を再開できるよう、運営マニュアルの作成を支援するなど、積極的な保護措置に努める
- クラウドファンディング等、民間資金を積極的に活用できるよう支援を行う
- 庁内関係部署との連絡調整会議を開催する等、市内部の連携を強化する

## 方針4 歴史文化資源を活かす

地域の宝である歴史文化資源を活かし、犬山市の魅力を市内・市外を問わず発信するとともに、地域に対する愛着や誇りの醸成を図る。

また、歴史文化資源を特定の範囲や分野に限定せず包括的に捉えることで、歴史文化資源の相互価値や魅力の向上を図る。

### <方針4における考え方>


- 所有者等と意識の共有を図り、市民が文化財に接する機会を提供する
- 看板設置等、歴史文化資源や施設の周辺環境整備を推進するとともに、ボランティアガイド等との連携を強化し、幅広い層を受け入れる体制づくりに努める
- 活用の範囲を広げ、歴史文化資源を活かした地域づくりに対する意識を市民と共有する
- 関連する文化遺産をつなぎ、歴史文化資源の相互価値や魅力を高める


### 3. 文化財の保存と活用に関する措置

文化財の保存と活用に関する方針を踏まえた措置は以下のとおりである。なお、方針が複数にわたる場合は、主な方針に「◎」を付けている。

#### 措置の一覧

No.	1					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する					
事業名称	犬山市史編さん					
実施内容 (措置の内容)	犬山市の歴史を伝える資料を収集・調査し、新たに『犬山市史平成編』を編さんする。					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	関係者・協力者				
	市民・民間 学校・企業等	関係者・協力者				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	●—————▶					
No.	2					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する					
事業名称	犬山城の調査研究					
実施内容 (措置の内容)	国宝犬山城天守、史跡犬山城跡の調査研究、整備					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	—				
	所有者・ 保護団体	—				
	市民・民間 学校・企業等	—				
措置の主体	国、市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	●—————▶					

No.	3					
事業名称	犬山祭山車保存修理補助					
保存と活用に 関する方針	方針2 歴史文化資源を守る					
実施内容 (措置の内容)	犬山祭に使用する車山の修理費用に対し補助を行う。					
事業 主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	国、県、市、所有者					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

No.	4					
事業名称	犬山市文化財保存事業費補助					
保存と活用に 関する方針	方針2 歴史文化資源を守る					
実施内容 (措置の内容)	市内の伝統的建造物（登録有形文化財建造物等）の修理費に対し補助を行う。（補助率 2/3 上限 500 万）					
事業 主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市、所有者					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

No.	5					
事業名称	民俗文化財保存伝承事業					
保存と活用に関する方針	方針2 歴史文化資源を守る					
実施内容 (措置の内容)	伝統行事に使用される用具の保存修理等を補助					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市、所有者					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	8					
事業名称	民俗文化財保存伝承事業					
保存と活用に関する方針	方針3 歴史文化資源を伝承する					
実施内容 (措置の内容)	伝統行事の後継者育成事業を補助					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市、所有者					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	9					
事業名称	地域の伝統行事関係団体の活動					
保存と活用に関する方針	方針3 歴史文化資源を伝承する					
実施内容 (措置の内容)	地域の伝統行事(まつり保存会)による祭の実施、後継者育成等					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	保護団体、市(補助)					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	10					
事業名称	東之宮古墳普及啓発					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	東之宮古墳を広く周知するためにイベントを開催する					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	関係者・協力者(NPO)				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度



No.	11					
事業名称	あおつか歴史講座					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	青塚古墳や市内の文化財を周知するための講座					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	関係者・協力者 (NPO)				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	12					
事業名称	文化史料館企画展					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	市内の文化財に関する企画展を開催する					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	14					
事業名称	犬山市民総合大学歴史文化学部					
保存と活用に 関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	「いつでも・どこでも・誰でも」自ら学ぶことができる生涯学習の場として犬山市民総合大学を開校する。この市民総合大学の歴史文化学部において、市内の文化遺産を紹介する講義を実施する。					
事業 主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	主体者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度


No.	15					
事業名称	犬山城に関する講座					
保存と活用に 関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	犬山城の研究成果等を市民に紹介する講座を開催する。					
事業 主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	関係者・協力者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度


No.	16					
事業名称	市内文化財看板整備					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	市内の文化財看板の新設、修繕を実施する。設置する看板は統一した意匠とする。					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	国、市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	17					
事業名称	犬山の文化財（冊子）					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	市内の文化財を紹介する冊子『犬山の文化財』を刊行する。					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	■			■		

No.	22					
事業名称	ナイスで犬山の活動					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	犬山城及び城下町のガイドの実施					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	団体、市（支援）					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	23					
事業名称	城東小学校区コミュニティ推進協議会の活動					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	-					
事業主体	行政 (文化財)	-				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	団体、市（助成金）					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度


No.	24					
事業名称	犬山グッドウィルガイドの活動					
保存と活用に関する方針	方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	犬山城や城下町の外国人向けのガイド					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	団体、市（支援）					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

No.	25					
事業名称	犬山城下町を守る会の活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する 方針2 歴史文化資源を守る（◎）					
実施内容 (措置の内容)	文化財の調査・研究、普及啓発事業、磯部邸の管理運営					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	関係者・協力者				
措置の主体	団体、市（委託）					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

No.	26					
事業名称	楽田地区コミュニティ推進協議会 歴史文化部会活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する (◎) 方針4 歴史文化資源を活用する					
実施内容 (措置の内容)	歴史散策会の開催					
事業主体	行政 (文化財)	-				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	市、コミュニティ推進協議会					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	27					
事業名称	羽黒地区コミュニティ推進協議会 歴史部会活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する (◎) 方針4 歴史文化資源を活用する					
実施内容 (措置の内容)	文化財看板の設置、文化財紹介冊子作成					
事業主体	行政 (文化財)	-				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	市、コミュニティ推進協議会					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	28					
事業名称	郷土・城東の歴史を知る会の活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する (◎) 方針4 歴史文化資源を活用する					
実施内容 (措置の内容)	過去にあった神社仏閣の調査、木曾街道沿いの石碑や看板の設置等					
事業主体	行政 (文化財)	-				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	団体、民間					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度


No.	29					
事業名称	犬山城跡整備復元を盛り上げる会の活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する 方針2 歴史文化資源を守る (◎) 方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	犬山城跡整備復元を盛り上げる会による清掃活動、勉強会など					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	団体					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						


No.	30					
事業名称	公益財団法人犬山城白帝文庫の活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する (◎) 方針3 歴史文化資源を伝承する (◎) 方針4 歴史文化資源を活かす (◎)					
実施内容 (措置の内容)	公益財団法人犬山城白帝文庫が実施する成瀬家に関連する調査研究や、成瀬家の古文書を使用して古文書にふれる講座、歴史文化に関する講演会を開催する。					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	-				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市、団体					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度


No.	31					
事業名称	犬山里山学研究所の活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する (◎) 方針2 歴史文化資源を守る 方針3 歴史文化資源を伝承する 方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	犬山市周辺の里山に対する、調査研究を踏まえ、自然資料の収集および分析、生物・環境講座や観察会の開催、保全活動の実践等					
事業主体	行政 (文化財)	-				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	-				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	市、団体					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度



No.	32					
事業名称	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの活動					
保存と活用に関する方針	方針1 歴史文化資源を理解する (◎) 方針2 歴史文化資源を守る (◎) 方針3 歴史文化資源を伝承する (◎) 方針4 歴史文化資源を活かす (◎)					
実施内容 (措置の内容)	市内の文化遺産の調査研究、青塚古墳史跡公園の管理・活用、旧堀部家住宅の管理					
事業主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	関係者・協力者				
	市民・民間 学校・企業等	主体者				
措置の主体	団体、市 (助成金)					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

No.	33					
事業名称	登録有形文化財建造物等の所有者研修会					
保存と活用に関する方針	方針2 歴史文化資源を守る 方針3 歴史文化資源を伝承する (◎)					
実施内容 (措置の内容)	登録有形文化財建造物等に対し、必要な手続き、支援措置、防災に関する情報を提供					
事業主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	関係者・協力者				
	市民・民間 学校・企業等	関係者・協力者				
措置の主体	市					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

No.	34					
事業名称	文化財防火デー					
保存と活用に 関する方針	方針2 歴史文化資源を守る(◎) 方針4 歴史文化資源を活かす					
実施内容 (措置の内容)	文化財防火デーに合わせて一斉消防訓練					
事業 主体	行政 (文化財)	主体者				
	行政 (他部署)	主体者				
	所有者・ 保護団体	主体者				
	市民・民間 学校・企業等	-				
措置の主体	市、民間					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

No.	36					
事業名称	犬山学研究センター 犬山学ネットワークの活動					
保存と活用に 関する方針	方針3 歴史文化資源を伝承する(◎) 方針4 歴史文化資源を活かす(◎)					
実施内容 (措置の内容)	名古屋経済大学犬山学研究センターが中心となり、市内外の研究機関、関連団体等との連携・協力を発展させ、地域再生のための産官学連携の研究ネットワークを構築する。					
事業 主体	行政 (文化財)	関係者・協力者				
	行政 (他部署)	関係者・協力者				
	所有者・ 保護団体	関係者・協力者				
	市民・民間 学校・企業等	主体者…学校 関係者・協力者…団体				
措置の主体	学校					
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
						

# 第7章

## 文化財の一体的・総合的な保存と活用

---

1. 関連文化財群の目的

2. 関連文化財群の設定の考え方

3. 関連文化財群及びその保存活用計画（課題・方針・措置）



# 第8章

## 文化財の防災・防犯

---

1. 文化財の防災・防犯に関する課題
2. 文化財の防災・防犯に関する方針
3. 文化財の防災・防犯に関する措置
4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針



# 第9章

## 文化財の保存・活用の推進体制

---

1. 文化財の保存・活用の推進体制

2. 体制整備の課題・方針





